

まして、紡機も織機もいざれも高性能設備が開発され始めた時期でありまして、したがいまして、こういった新しい設備の開発が終了するまで企業としては新しい投資を差し控えたというような事情があつたかと存する次第でござります。

それともう一つ、織布業につきまして、産地によって構造改善の進捗が非常に違う、非常に進歩率の低い産地があるというような御指摘でございます。私ども幾つかの産地を調べてみますと、先ほど申し上げましたように、設備ビルでは大体全産地の平均は七〇%でありますけれども、たとえば新潟産地につきましては、綿、ス、網、人絹ともにほぼ一〇〇%達成しておるわけあります。非常に構造改善が進捗した地域もござります。しかしながら、逆に青梅とか米沢とかいう産地につきましては、青梅は一二%，米沢は二一%というように非常に低い産地であります。これにつきましては、一つには産地によりまして構造改善を開始いたしました時期が、四十二年ではなく四十四年から始めたというような産地であります。また、青梅産地のように計画策定後におきまして市街地化の急激な進行等がございまして、転廃業者がふえて構造改善意欲が非常に薄れたというような事情もあらうかと存する次第であります。

○中尾辰義君 それで、今度は二年延長されるわけですがね、二年間延長したら構造改善の計画目標を達成できると、こういう自信のもとに法案を提出なさつたと私は思うんです。その辺のところはですな、どうも私はいまの五ヵ年間の過去の成績を見て、織布の場合過剰設備の処理が二七%，設備近代化七一%，こういったような数字を見て、あと二年延長したらこの目標を達成できんただろうか、いろんな疑問を抱かざるを得ないですね。それとまた、二年というふうにしたのはどういうわけなのかですな。二年済んだら、また残念ながら七五%くらいしか達成できなかつたんで、あとまた二年と、どういうふうになつたのですがね。それとまた、二年というふうにしたのはどういう意味で、いま、機業地にはそれなりの理由を見つけておりましたし、また、当初企図した期間内に構造改善事業が行なえなかつた理由は、るる申し述べておるような面もござりますが、しかし、やつ

すか。あとでこれは大臣にも答えてもらいたい。

○政府委員(佐々木敏君) 私ども、昨年開催されました産業構造審議会、あるいは織工業審議会におきまして御審議をいたしまして、今後の織維産業の構造改善は紡績織布におきまして、もう

二年延長すれば構造改善を達成できるというよう申し上げました設備の高能率の近代的な新鋭紡機、織機の導入が昨年あたりから出そろいましたから、したがつて、そういった近代化、合理化のための企業の投資意欲が非常に高まってきております。また、織布業につきましては、四年間やつた計画と、さらに今後また二年間延ばしてこれからやろうという計画、この計画の中には多少前進した点があるのかですな。構造改善の三つの柱、これは過剰設備の処理と設備の近代化、企業の集約化と、こうなつておりますけれども、その辺はどうなのか。どうもあなたの方のお話を聞きますといふこと、過剰設備の買い上げ、あるいは設備の近代化、こういうようなことは声を大にしてよくわっしゃるんですけれども、古いやつを買上げて新しいやつを入れると、それだけでは構造改善の当初の趣旨に合致しないんじゃないかな。そういうふうなことを考えてみると、五ヵ年間の失敗に伴つて、その失敗そのものが国際情勢等いろいろな問題があつてうまくいかなかつた、こういふことがあります。私はそれだけではないような気もするわけですがね、その辺はいかがですか。

○政府委員(佐々木敏君) 今後、延長の二年間におきましても、構造改善の柱は先生おっしゃいましたように、三本の柱であります。過剰設備の処理、設備の近代化、生産規模の適正化、三本の柱を従来どおり階層することはもちろんであります。しかしながら、新しい織維産業の置かれた環境の変化がござりますから、おのずから三本柱のやり方のきめこまかい方法は変わつてくるわけあります。特に、私ども過剰設備の処理につきましては、別途救済対策のほうで大幅な処理をいたすわけあります。したがいまして、むしろ設備の近代化、生産規模の適正化を中心を置きました

ばかりこれは一日も早く構造改善事業を完成をしておきまして御審議をいたしまして、今後の織維企業が新しい国際的な情勢に対応できるよう体質ができなければならないわけでありますので、この二年間でできなかつたらまた延ばすのかということではなく、二年間で完成をするために通産省は全力を傾けるということをひとつ御理解を賜わりたい、こう思います。

○中尾辰義君 それじゃ、二年間で何とかやりたいたいお考えのようですねけれども、過去五ヵ年間やつた計画と、さらに今後また二年間延ばしてこれからやろうという計画、この計画の中には多少前進した点があるのかですな。構造改善の三つの柱、これは過剰設備の処理と設備の近代化、企業の集約化と、こうなつておりますけれども、その辺はどうなのか。どうもあなたの方のお話を聞きますといふこと、過剰設備の買い上げ、あるいは設備の近代化、こういうようなことは声を大にしてよくわっしゃるんですけれども、古いやつを買上げて新しいやつを入れると、それだけでは構造改善の当初の趣旨に合致しないんじゃないかな。そういうふうなことを考えてみると、五ヵ年間の失敗に伴つて、その失敗そのものが国際情勢等いろいろな問題があつてうまくいかなかつた、こういふことがあります。私はそれだけではないような気もするわけですがね、その辺はいかがですか。

○政府委員(佐々木敏君) 私がお伺いしたいのは、過剰設備の買い上げ、設備の近代化、こういうものは大体金で片づく問題でありますから、金さえ出せば——それは金額にもよりますけれども、金の問題であります程度解決をする。ところが、この織工業審議会の答申にもありますように「構造改善事業の具体的な内容については、以下に指摘する点を重視しつつ從來の経験を踏まえてこれを強力に実施する必要がある。」と、一番目は「企業の集約化、設備の近代化」、二番目が「過剰設備の処理、転廃業の円滑化」、それからここに書いてある三番目が「取引構造の改善、自主的生産取引体制の確立」というふうに書いてある。それで私はむしろこの三番目の「取引構造の改善、自主的生産取引体制の確立」というふうに書いてある。それで、この三番目が「取引構造の改善、自主的生産取引体制の確立」というふうに書いてある。それで私はむしろこの三番目の「取引構造の改善、自主的生産取引体制の確立」と、この辺のところが過去の、先ほどあなたが発表なさつた五ヵ年間の実績を見ましても、あまりうまくないですね。しかし構造改善の当初の目的というものは、産地企業があるいは大企業原系メーカー、あるいは商社、その中間に立って、そして安い賃金でうまい汁は、こういう表現はよくないかもしれませんのが、大企業に吸われていて、産地の企業が非常に低賃金に甘んじて生活がうまくない、そういうふうなことで、この産地中小企業の自主的生産取引体制を整えるということとが、これはもう構造改善の大企業ではなかつたかと、こう思つてますね。ですから、この点をこれはもうあなた方は

ほんとうに力を入れてやらなければ、幾ら設備の改善新しいのを入れたからそれで構造改善とうわけにはまいらない。いつまでたっても大企業の低賃金で下請をやるだけのことだ、いわば夜中の一時、二時ごろまでガチャガチャ機を織つて苦しい生活していかなければならぬと、そういうことになるんでしょう、大臣。その辺のところを今後二カ年間で——あなた方も御存じでしょうと思います。ですから、そういう点今後どうおやりになるのかお伺いしたい。

百八十円だといふような値段でもつて円が切り上げられるような状態で下請がたたかれておるということでは、これはなかなか構造改善をやるにしてもたいへんだと思ひます。

なんだと、まあ相当こまかく私もこう勉強もしてありますし、メスも入れておるということでありますので、形だけの公式論からくる構造改善ではなく、実態に合う、真に新しい国際情勢の、国際

はたいしたことはない。まあ設備近代化といふのはある程度進んだけれども、依然として原糸メーカーの系列下で安い賃金でやらされている、そういうことになる。私は、そういう点聞いているん

私自身も新潟県の出身でございまして、石川、福井、新潟というところ、今度日米織維交渉などの対象としては三大機業地の一つであるということとで、大手メーカーからの下請をやっておつたり、系列化が進んでおつたり、この事情は比較的よく承知しておるわけでございますが、やはりどうしまいか。一回見渡すと、こうなっている

経済の波動に対応できるよう、場合によつたら
日米織維交渉などは災いを転じて福となす、こう
いう面でもひとつ構造改善を進めてまいりようと
いうことで、きめこまかに指導や調査を続けてお
るわけでござります。

○政府委員(佐々木敏君)　ただいま申し上げましては、たとえば、おおむね織布の分野につきましては、いろいろあるけれども、ほんとうの構造改善の趣旨であるものは、そういうところにあるんでしょ

国務大臣(田中角栄君) 二番目の引き下げる
競争力を培養するという面からだけの構造改善
だけではなく、御承知のとおり、これからは量から
質へという輸出の問題、その他もだんだんと内
容が変わっております。いまではいい品物
を安くということでありましたが、このごろはい
い品物を適正な価格で、場合によれば輸出価格を
引き上げなければならないという状態でもあります。
まあ自主規制をするとかいろいろな面でありま
り量を、一〇%ずつも毎年ふやしていくといふこ
とよりも、やっぱり高級化、ファッション化とか
いろんな内容的に質の面で向上していかなければ
ならない。

いつも述べるのでありますか、陶器等について、胸器として輸出をする場合には非常に抵抗がありますが、絵ざらにして、装飾品として輸出をする場合には、幾ら出たって競合相手がないのであまり抵抗がない。まあ輸出全体の、輸出入の二国間のバランスという面から見るといろいろな問題があるにしても、やはり美術品とかその他の輸出入に対してあまり問題はない。それは国内において競合がないということだと思うのです。そういう意味で、特殊な製品というものは比較的に輸出が伸びるわけでございます。だからそういう意味で、織維企業に対してもだんだんと特殊なもの、内容価値の高いもの、付加価値の高いものと、いうものにならざるを得ないわけでございます。ところが、現時点においては円平価の調整があり、しかも、もう先を見通して二百七十九円だ、二

らんなさいということで、いまその分析をさしておるのです。なかなか的確なものをつかむわけにはまいりませんが、しかし、系列別におよそどうであるということは通産省でわかるのです。だから、そういうことはいままでやらなかつたのです。が、これはもう織維局はそういうことをやるべきである。それで中間マージンがあまりにも大き過ぎるなら、そこらでひとつ三分の一粗保を——新しい設備投資をやっているものに、三分の一は親企業が出しており、生産者の会社が三分の一、それで地元のかつての個人企業であった経営者が自分の田地田畠や家屋まで担保にしておつて三分の一を償却してしまえばいいのじゃないかと、そういうこと自体が織維企業自体の構造改革

貢系列の貢織りである分野でございます。
○中尾辰義君 ですから、要するに構造改善とい
うのは、まあ基準ですけれどもね、あなたが最初に
おつしやった産地主義、ここが大きな問題にな
てくるんじやないですか。何べんも言いますけれど
ども、いつまでも大企業の下請ばかり安い賃金で
やらされておる、かなわない、何とかひとつ産地
で独立して生産から販売まで一貫して、そして本
きな利潤をあげて、生活を改善してみたいと。そ
うするならば、あなたがいまおつしやった原系
メークーの系列下にあるのは、あと六割も残って
おる。こういうものをこれは何とかせぬことには
は、このままじゃやはり二年後においても准拠

ります。私ども、このような産地主義に属する分野の企業に対しましては、その系買い等の運転資金の調達につきましては、事業協会の振興基金によりまして債務保証を行なう等、しかるべき対策を講じておる次第であります。

ばならないのか。あるいは自主生産体制を整えるのが何割と、あと系列下におけるのが四割でもやむを得ないと、そういうように私はなるよう思いますがね。それで、この三本目の柱の企業の集約化の二年間の、いわゆる目標というものはどこに置いてあるのですか。

○政府委員(佐々木敏君) 織布業の構造改善の企業の集約化につきましては、いろいろな形でそれを実施しておるわけでございます。当初は、一つのグループの平均台数が五十六台ということを目標にしておつたのであります。四十六年度末までにおきましては、まだグループ化いたしましたグループの平均台数が四十台程度でございまして、なお中小機屋のグループによる集約化ということを進めたいと、かように考えておる次第であります。

これを目標に全部グループにはいれ、こういうことになるんですかね。どうも答弁がはつきりしませんが、私が聞いておるのは、あなたがさつき答弁なさったように、産地の自主体制の確立ということを考えると、いつまでも原糸メーカーの系列下にあったのでは、低賃金で押しつけられるようなこともありますので、この点は何とか改善しなければならぬ。ところが、あなたの答弁は、しかし、いろいろな問題も含まれておるしと、織維工業には、ですから、そういう大企業の系列下にあるのも一部はやむを得ないと、そういうようなことをおっしゃつたわけですな。そこで、それならばこの三本目の柱の企業の集約化ですか、企業規模の適正化といいますか、この目標というものはどこに置かれるのかということですよ。大企業の系列下におけるのもやむを得ない、そういうものはどの程度で、ほんとうに生産から販売まで一貫して現地中小企業がそういうような体制を整えていかなければならぬ、それは大体何%ぐらいを目標にしておるとか、そういうような目標がなければならぬと私は思うんだな。私がなぜこういう質問をし

ているかというと、新聞等にもいろいろ報じられておりますけれども、たとえば構造改善資金というものを、資金を、これは商工中金を通じて金を借りる。そんな場合でも、どうしても大企業が保証人というようなことになつてくる。そして、その系列下のものが幾ら幾ら、あと、ほんとうの自主体制で地元の人の保証人というようなものは幾らもない、こういうようなこともあります。書いてある。私、参考資料読んでみますけれども、これは福井県の場合ですね。わかりやすく読みますよ。この「構造改善の資金は、政府関係のものも商工中金を通じて融資という形で流されながら、金融機関の側は債権保全のための安全弁として系列の原系メーカーの保証を求めた。こうして、最初は産地中小企業の自立をめざして出発したはずの計画は、結果としては原系メーカーへの従属を深める仕掛けになってしまった。福井の構造改善組合が四十六年度第一次分までに受け取った百五十七億七千五百八十万円の資金のうち、四一%にあたる六十四億五千八百六十万円が東レの系列に、一五%の二十四億百十五万円が帝人系列にというふうに配分され、原系メーカー系列以外の機屋にまわったのは、「全体のわずか一〇%程度十六億三千万である、こういうようなものなんですね。こういうような記事が出てるんですね。そうしますと、やっぱりこういうようなことが出れば、どうしても大きな企業に牛耳られてしまって、そういうこととほんとうに構造改善をやつて、産地の自主体制を整えるには、こういう大企業原系メーカーからされ縁を切つて、そしてほんとうに技術からデザインから注文から、どういう需要に応じて、どういうような流通機構で販売をするか、そこまでいかないという、ほんとうのこれは構造改善にならないと、ただもう、機械を古いのをかえて新しいのにした、それだけでは構造改善の当初の目的は達成できぬのではないか、こういうような批判もあるんで、それで私は聞いておるんですよ。こういう点いかがでしょか。これは大臣の答弁を。

○國務大臣(田中角榮君) 中居さんの言われるのもわかりますけれども、なかなか機というものは、産地別にもう企業の形態も非常にむずかしい複雑な状態になつてゐるのです。ですから、独立するもの、各産地別で協業化をやっていくもの、それから系列で整備をしていくもの、これはまあおおよそこれから勉強していかなければなりませんし、通産省それくらいの目標をつけてやるのが望ましいことあります。なかなか簡単に、二年たつてこうなりますということを言えるような状態でもないのでございます。ですから、先ほど申し上げましたように、機態はそうであつても、やはり大企業の系列の中について、今度構造改善をやる過程においてやれば、国際波動に耐えられるような状態にしなければならない。これは制度そのものやいろいろのものを考えなければならぬと、こう申し上げておるわけであります。だから、大企業がちょっと締めると、そのまま将棋倒しになつてしまつといふことは困るので、やはりこれに耐え得るような制度というようなものもあわせて考えていくと、こういうことであります。

ストの批判。あるいはいろいろのものを見てみると、結局いま言つたような自主体制確立というのも、これはやろうと思えばそれはできぬこともないでしようけれども、非常に困難である。そういうように、生産から販売まで一貫した体制を整える、それには相当の金が要る、設備が要る、技術が要る、人が要る。そうして、その借りた金を今度は返すのに首が回らぬようになってくる。だから、あまり手がつけられない。それでするするするといつて、大企業原糸メーカーの過剰生産の糸を機屋に回して、とつとことつと低賃金でやらされている。それで、機屋は借金をかかえてふうふういっている。そこに膨大な国家資金をつぎ込んでいる、まあこういうようななかつこうなんですね。ですからこれは、非常にこの構造改善といふものは、まあ相当の批判の声もある。全部とは言わなくとも、できるだけ構造改善をしたい、こういうふうに私は考えますけれどね。ですから、そういうような批判ですね、いまちょっと私は読んでみますが、構造改善に対する批判、構造改善は「産地中小企業の体质改善を名目として、膨大な国家資金をつきこみ、結果として原糸メーカーの過剰生産のしりぬぐいをさせ、あげくの果てに首のまわらないほとんどの借金を中小企業に残した」、このようなきびしい批判、これはどういうふうにお答えしますか、この批判に対して。いろいろと出ていますよ。まあ答弁はよろしいわ、大体わかりましたから。そうしますと、大体あなたの方の手のうちもわかった、こういうことになるので、私はこれ以上は追及しませんけれども、やはり趣旨はそうですからね。非常に現地の方も安い賃金で困つておられる、それはがんばってください。

二七%という数字は、織機のビルト台数、新しく販売された台数まで達成しておる次第であります。したがいまして、過剰設備の廃棄といふ数字ではございません。廃棄につきましては、害ベースでは五〇%程度まで達成しておる次第であります。したがいまして、過剰設備の廃棄といふ数字ではございません。廃棄につきましては、害は、当初の目標は十二万六千台を廃棄の予定で計画を進めてまいったわけでありますけれども、この特織法に基づきます転業者等の廃棄あるいは乗せ廃棄——近代化のために新しくビルトするためには、従来のものを余分に廃棄するといふ意味の上乗せ廃棄を含めまして、ほぼ三万台程度か実績はございません。このことは、実は、昨年から日米政府間協定に伴う買い上げを並行的に実施をいたしておりまして、その買い上げ台数は自主規制分といたしまして四万台六千台、政府間協定に基づく救済対策といたしまして、ほぼ織機全体で今後十万台程度と考えておる次第であります。したがいまして、政府買い上げに伴う織機の廃棄台数を合わせますと、必ずしも当初の目標が達成しないということではございません。

うのは妙な現象ですよ。まあ御存じでしようけれども、われわれが見るとどうもこれは頭隠してしり隠さず、これは妙なぐあいじゃないか。片方はつぶして、片方はふえている。どういうふうに通産省は考えておるのか。こういうことがどんどんどんどんいろんな新聞等にも書かれ、また実際そういうふうになつてくると、どうもあなた方のメソツは立ちませんよ、これじゃ。まあこの前からいろいろいろいろありましたけれども、これはどういうふうにおやりになるつもりですか、大臣。相当の金をつぎ込んでいるんでしょう。大臣がんばっていただいて、膨大な金を注ぎ込んでおる。みんな国民の税金じゃないですか。それで片方、ふえておるのはこれは黙認しておるというようなことは、いろいろな問題があると思うんですね。一ぺん大臣の御見解をお聞きしたい。

と、だからほんとうに登録と。やみといいうものが、ないようには、制度上ちやんとやるようには、やつぱりこの際じめをつけなければならぬときだと私は思います。そうでなければ、さいの川原の石積みのようになつて、日米織維協定をやって十四万台、十五万台に近い織機を買い上げて、これを破碎していいへんだなどと言つておりますから、その半面では対米貿易も一九・一%もふえておりますし、また景気はいいと、景気がいいから、こわすよりも新しい織機のほうをよけいふやすほうが多いということでは、これは国民の皆さんに対しても説明のしようがないわけありますから、これはもう今度は十余万台という大きな織機の破碎を前提としての織維対策を進めておる過程にあるところでございますので、これはやっぱりやみ織機の実態というものを全部つかんで、それに対して処置をする、何らか処置をしなければならぬと思うのです。これは、では、組合全体でやってくださいといふことになるかもしませんし、やらなければその人に対するは未来永劫織機のめんどうは見ませんよということにも通ずることだと思いますし、これはやはり事態やむを得ませんでは運ちら、そういう意味ではこのやみ織機といふものは、地域別、業種別、企業所別に明確に調査をいたして措置をいたします。これはもうどういう措置かといったら、これはこれから相談をして措置をしなければならぬことであつて、とてもいま産省はそれをどうしますというふうなことを言えるわけではありません。まず、無籍ものを明るみに出して実態を把握して、それに對して措置をするということで國民の理解を得たい。もうイーザーに、とにかく何とかやつておればまたそのうちに何とかなるだろうと、そしてそのときの責任は全部政府だと言われても、それはとてもだめです。私もいま裁判を受けているのでござりますから、そろはひとつしやんとけじめをつけたいと、こう思

○中尾辰義君　これは大臣、いろいろとほかの業界から横やりが入るかもしませんですよ。大体、織業界相当がんばつていただいて、一部に、あまりに織維は過保護じゃないかというような声さえあるのです。おれたちの業界にはさっぱり金を出してくれぬじやないかと、こういうような声も起こってきますと、非常にこれはますいと思うのですな。それで、せっかくこれだけしてもらったのを、いい調子になつてとことつとこやみばかりふやして、片方はつぶして片方はふやす、どうもこれは予算編成の場合でもまだまだ問題があるでしょうね。これをどうするかということとは、私はいまここで聞きませんが、しかるべき結論を出してうまくいくようにお願いします。

時間がありませんので、振興基金、今度新しくできたわけですけれども、運用方針あるいは成果の活用、これをどういう形でお考へになつていいのか。

それから、振興基金が本法が廃止をされても五十七年の六月まで存続する、こうしたことになつておりますが、どういう形でこれは残つていくのか。

それから、振興基金の新設で事業協会の業務内容、これは相當大きな資金を扱うようになるわけですから、協会のスタッフの充実、こういうことはどういうように対策をとられておるのか。

それからもう一つ、沖縄が五月十五日に復帰したのですが、沖縄の織業界の現状はどうなのか。

さらに、沖縄の構造改善、こういうのを今後どのように進めていくのか。それだけまとめて質問をいたしまして終わります。

○政府委員(佐々木敏君)　振興基金につきましては、事業協会の中に振興基金を置きまして、政府出資の十億円と今後民間からの出捐金を合わせまして、その利子並びに元本から業界の、特に産地の組合が行ないます新しい商品の開発とか、新しい技術の開発とか、もしくは新市場の開拓等に

つきまして、産地組合等が事業をいたしますものにつきまして補助をするということになつてゐる次第であります。この運営につきましては、プロジェクトの選定のため委員会を設けて、通産大臣が一々プロジェクトにつきましては承認をするというような方式を現在考へておる次第であります。

それと、五十七年にどうするかということでありますが、この法律が四十九年六月三十日までで廃止になつておりますが、その廃止の段階におきまして、五十七年までのことをしかるべき措置するという法律になつております。したがいましらため振興基金だけにつきまして法的な措置をすることになるかと思う次第であります。

しては、実はその後、本年二月に新しく輸出数量ワークは設定をしてしまった次第であります。したがいまして、通産省において輸出注意事項としてすでに発表済みでありますから、請求内容としてはいわば無意味になつたというような判断をされたものであろうと考へる次第であります。

乱せしめたり、あるいはアメリカの業界を不当に圧迫しておるという事実は全くない。にもかかわらず、五月十日には、財務省の関税評価差しとめと、私に言わせれば、暴挙なんです。それを先てしているという現状、これは大臣、先ほど言つた日米織維協定の前文に背馳する行為である、挑戦であるというふうにとつても差しつかえない。だから、織維協定のワクにはめられた者から見るなら、大臣はそのように言つてなだめておるが、現実にこれはどういうことだと。しかも、これが三ヶ月後に結論が出来るとするなら、いまのアメリカの姿勢でいながら、それは合纏に及ぶ、あるいは他の織維以外の品目にも波及しかねないという危惧すら抱いておるわけです。大臣は三ヶ月後に結論が出来るであろうから、しばらく様子をながめるというふうにおっしゃつておるよう私は聞いておるんですけれども、そういつた甘い態度でいいかどうか、この辺の事情を聞かしてもらいたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君) 米国のアンチダンピング法の運用は、国際コードに対しても種々問題があります。また、最近問題になつておるいろいろな問題は、どうも日米織維協定をやつたような精神からいうとおかしいじゃないかという感じがいたします。そういう意味で、私はサンクレメンテ会談において、あなたがさつきみじくも述べられたように、アメリカはばんばんと提訴するけれども、日本は非常に慎重なんだ。東洋人というものは裁判をするとかたき同士になるからということ、非常に慎重なんだ。そういう意味で、事前に調整できるような機構をつくろうということ、専門家会議の設置を私のほうが提案をしまして、向こうはあつさりのんだだけです。財務省としては、確かにそうです。自動的に受け付けなきやならぬようになっておりますから、この運用に対しては両国が事前に調整をするように専門家会議の設置に応じますと、こうしたことになつたわけです。ですから、現に専門家会議はあります。ありますから、この専門家会議の場を通じ

て、日米間のいろいろな事情、情報交換等をやつておるわけです。やつておりますが、いま関税評価の差しとめの問題は、これは前に出しておったものを受け付けておるわけです。ちょうど裁判提起をしておるいまの織維裁判みたいなものなんですが、これ出しておれば、取り下げない限り、ずっと進めなきゃならないということなんです。ですから、もうそれは済んだんじやないかと、こういうことであつて、実害がない、そういう問題ありますから、もうこれは業者が取り下げてかかるべきケースのものであります。ところが、業者が守つとこれは取り下げないものですから、法律的に処置されておるということで、あと三ヶ月の間には結論が出来るわけです。向こうの制度がそうなつておりますから、制度に乗つておりますから、重大な关心を持ちながら、事態の推移を見守つておりますと、こう公式には述べております。しかし、毛織物等のダンピングにつきましては、ワシントンの大使館に対しまして、お互いの話し合いがあるんだし、こういう協定をあとで結んでいるじやないかと、いう事情を説明するまでもなく、にもかかわらず、適法な提訴でありますから、適法に処理はしなければなりませんといつ四角定木などでは困るじやないかということを、強硬に申し入れるようによつて大使館を通じて申し入れております。向こうも日本側の考え方はよく知つておるはずなんです、日米間の接触はありますから。そのつどこのよつなことをやりますと、日米間の、また反米熱をあおるようになりますから、そういうところはうまくやつぱり処理してもらわなければ困りますよといつような状態でございまして、この問題、結果的には実害はないと思うんです、こちらに対しても。ただ、あなたが言うように、もう協定前のものを四角定木に審議しなければならぬということもないじやないかと。もう一つは、これをやると、次にもまたいろんなものに及ばないという保証がないといつことです。ありますから、本件に対しては、日米間十

は十分アメリカ政府側に伝えたいと思う。
○藤井恒男君 これは大臣ね、非常に私は重要な問題だと思つんでよ。なるほど毛・ボリエスドル、この問題それ 자체については、さして輸出量の現状から見て実害がないことは、これは語弊があることばだと思うけれども、そういうふうに近いことだと私も思う。だけれども、このダンピングを持ち出したアメリカ側の背景ですね。要するに、彼らがわが国に来て、そうして店頭で売りさばかれている商品を見て、そして強い意恩をもつてこの問題を取り上げた。どういうことかといえば、国内価格より安いものはダンピングだと、これはまさにナンセンスでね、こんなばかげた話ないでしよう。これは世界各国どこへ行つたつてあたりまえのことなんです、こういうことはこの手で、これはダンピングという形になれば、それはアメリカに輸出している品物の全部が適用されますよ。文句言えないですよ。しかも、アメリカの慣習、ものの見方、考え方というものを他の国に押しつけてくるということはけしからぬことだと思う。だから、私はじつとながめておるということじやなく、現に四月二十七、八日になりました専門家会議が開かれておるわけですね。サンクレメンテがあつた、そこで大臣が約束した、それもほどにされ、四月二十七、八日になるほどアンチダンピングの専門家会議を開いた。しかも、それもほどにされた、五月十日に。こういうことになつておるんでしよう。だから、向こうは聞く耳を持たないといつことじやないです。だからね、大臣はアメリカに一番強く言つておるし、折衝の過程ではつきりものを言つておるといつことにも私も知つておる。しかし、この問題は日米織維協定そのものにもまさるとも劣らぬような私は波及的な効果が出てくると思うので、やはり強く抗議すべきだと思うんですよ。

○國務大臣(田中角榮君) 強く抗議をするようにいたしておるんです。そうして私のほうからもこの問題に対するは述べております。しかも、アメリカに対する輸出価格、アメリカ国内における販

売価格は、日本の国内価格よりも安い、これはあたりまえのことだと。日本人がスイスへ行つて時計を買えば、イスの国民よりも二割余り安く買えるんです。それはあたりまえのことなんです。そのため受け付けておるわけです。ちょっと裁判提起をしておるいまの織維裁判みたいなものなんですが、いざれにしても、判決を出さなければならぬということであれば、これは制度上のもので

ありますので、いかんともなしがたいので、日本に不利益にならないような裁定をするように働きかける以外にはないわけがあります。

○藤井恒男君 これはひとつそういう意味で、私強く、どこに出したって恥ずかしくないわけだから、やつていただきたいと思います。

その次に、LTAの延長問題について、前回大臣お見えになかったので、政務次官からLTA

○國務大臣(田中角栄君) 繼製品協定の延長とともに反対をいたしております。だから、延長を前提とする会議には出ない、ここまで私も言つておるのであります。ですから、お互いが意見交換をするとか、勉強をするとかいう会議ならいいが、いずれにしても、基本的に延長するということに

○藤井恒男君 対しては反対でございますということは、明確に述べてございます。

公式なアメリカとイギリス、EC、日本との四大国会議があつて、たしか通産省からも織維雑貨輸出課長が出席されたと思うのです。その後、「二十九日にガットの理事会が開かれておるはずなんですね。そこで、六月の初旬に開催されるガットの綿製品の委員会、あるいはいま非常に取りざたされております毛・化合織の多国籍取りきめ、W.P.の

問題、これらについての話は当然出ておると思う。その会議の経過と、それから一連の見通しについてお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(佐々木敏君) シュネーベにおましまして、五月十七日に主要国との非公式な会合が開催されました。その非公式な会合の席上、先生御指摘の織維のWPの問題につきましても、議題として取り上げられております。日本からはそのと

務局が中心になりましたので、織維貿易に関心の深い
数十カ国が集まりました。これまた一つの議論と
いたしまして、ガットの織維WPの問題が討議さ
れたのであります。このときも各国からそれぞれ
意見が出たのでござりますけれども、わがほうは
北原大使から強く日本の立場を説明してございま
す。なお、五月二十九日にそのガットの理事会が
ございまして、ここでもWPの問題がその他の議
題として取り上げられておるわけであります。来
月の初めにLTAの機関でありますCTCが開催
されるわけであります。が、これは本件、WPとは
關係がございません。

私は、以上申し上げました三つの会議におきま
して、わが国といたしましては、ガットのWP
で、それが世界の織維貿易の実情を深く勉強する
会合であるならば、日本としてはあえて反対では
ない、しかしながら、そのWPが将来国際的な織
維貿易の規制に発展するようなおそれがあるなら
ば、日本としてはそのWPの設置については反対
である、かような意見を明確に表明いたしており
ます。現在までのところは、WPの性格はファク
トファインディング、事実の勉強であるというう
とに各国の意見をおおむね同調を得ておるという
ような段階であります。

○藤井恒男君 今までの非公式会談、あるいは
理事会の経過で、いま主としてわが国のLTAに
対する問題、それからCTCに臨む態度、WPに
ついてのものの考え方が説明されたわけだけれど
も、その経過は他國も了承して、そして当初取り
ざたされていたように、今度開かれるもろもろの
会議は、あくまでも勉強会にとどめる、それが発
展していくということはないというふうに理解し
ていいものかどうか。要するに、LTAの再々延
長はもうやらないということ、もう一つ心配され
るのがWPでしよう。それは一応、いまの段階で
他國も了承して消えたというふうに見ていいもの
かどうか、もう一ぺん聞かせていただきたい。

○政府委員(佐々木敏君) 先生御指摘のように、
問題が二つございました。ただいま申し上げまし

たのは、ガットの場における織維全体の勉強会をやろうというW.P.の経緯について御説明申し上げた次第であります。これにつきましては、繰り返しますけれども、日本としては、織維に関する世界貿易あるいは各国の織維産業政策、実態というものを単に勉強するという会合であるならば、W.P.設置について反対ではないという態度をはつきり言つておるわけであります。W.P.の性格はクトファインディングであるということについておおむねの同調を得ております。まだ設置についての最終決定はなされておりません。したがいまして、私ども今後ともそいつた性格に限定して賛成であるという保証を極力取りつけるべく、ただいまその努力をしておる次第であります。それともう一つ、L.T.A.につきましては、それは別に、L.T.A.の条文上、L.T.A.の切れる一年以上前に会合すること、というふうになつております。したがいまして、その第一回の綿製品委員会——C.T.C.が六月の初めに開かれることになつております。これは実は従来の慣行からいたしますと、これまでのL.T.A.の実行状況をレビューするということがまず第一の議題であります。来年九月三十日に切れますL.T.A.の再々延長ということも、もちろん話題としては出ようかと思うでありますけれども、今回のC.T.C.はます過去のレビューであるということとござります。私ども、かりに再々延長の問題が出ました場合には、大臣おつしやいましたように、従来とも文書で出しておるわけでございますから、筋として再々延長は反対だという態度を表明するつもりでござります。

それから、W.P.それ 자체についても、これは直訳すればやはり作業部会でしょう、これ、本来勉強会じゃないですね。作業部会なんだから、作業部会ということになれば、必然的に現在の世界の趨勢というものは、先ほど大臣のお話の中に、織維産業というものはきわめて複雑なものであり、しかも、それはわが国の織維産業だけじゃなくて、国際間においてもう網の目のようになっておる、何とかこれをほぐして整理しなければならない、まあこれが国際的な通念だらうと思う。そうだとすれば勢いのままむくところ、日本を除く他の国は織維全体についての多国間協定というものを腹の中に持っていると見なきやならないわけだ。だから、それでL.T.A.の延長のこと自体われわれ反対であるが、それがさらに多国間協定へ毛も合纖も含めた形で移行する形があるぞということで、われわれは反対だぞと、政府もそうだぞということを前々から確認し合つてきているわけだ。だから、それを私は非常に危惧するわけなんで、それはもうだいじようぶだと言わわれればそれを信用する以外ないんだけれども、最初、勉強会になら出る、しかし、目的を持つたものなら出ない、そういう姿勢も一つの方法かとも思うし、よその国とのつき合いといふものもあるかもしけれけれども、それは勉強会なら勉強会で終わるなら、それは先ほどおっしゃったように、織維に関心のある輸出国の五十数カ国が集まつた、こういった会合があるからW.P.として招集されるからには、それは私はやはりもちろん勉強もする。しかし、同時にそれが一つの方向づけをたえず導くものであるうと思うのです。ただ行って勉強してきたということだつたら、どこの国の代表も行くべきはない。そんなものは資料は幾らもあるのだから、ここでもわかっているのだから、だから、その辺の見通しがもつと明確に答えられなければ、私が決算委員会で質問しても、勉強だからとおっしゃるが、衆議院の会議録見ても勉強会だす。

と、勉強だから出ます、しかし、延長には反対です、それだけではやはり関係するところは不安でならないだろうと思う。だから、もうちょっとはつきり答えてもらいたいと思う。

○國務大臣(田中角榮君) 日本は再々延長には反対であるという基本的な考え方方は述べてあります。そしてこれを延長するということを目的にした会合なら出ません、こう言っている。そして、勉強会なら出ます——それはお互いに主要国でもあるし、日本の参加しない国際会議ということでもうこのごろはおかしいようにもなっておられますし、日本自身の利益を守る意味においても、やはり主要国の意向というものをお互いが語り合い、話し合い、意思の疎通をはかる、これは必要なことがあります。そうしなかったら国益は守れない。出ないというだけで済むものではありませんから、そう言っておるのです。その中にはやはりあなたが危惧するようなことがあるのです。それは、二つばかりあるのです。それは、ガットの事務局の代表は、何かやつぱり延長問題を全然話しないといふことじや困る、それもやはり当然みなひつくるめて議論すべきである、こういう意向を、公式ではありませんが、間々述べていることは事実です。私も、会うとそういうことを言うものですから、それならもう出ません、こう言っているのですが、向こうはもう出ませんと言つて、日本が出ない会議は困るからということで、執拗に言つてゐるわけです。アメリカ側の代表は、やはりそれは全然勉強会であつて、これは一体延長すべきかすべからざるべきかという問題は全然考へないという会議はあり得ないのじやないかと、だから日本のように、全くの勉強であつて延長に対しても余地がないのだ、そういう話がその片りんでも出たら退席いたしますという考えはかたくなではないかといふような話が一部にあるようになります。これはしかし、通産省に言つてきていると、外務省も、それは全然そういう問題になつたら直

ちに退席いたしましたということではなく、勉強会をするが延長はしませんよ、延長には同意しないでよいということさえ明確にしておれば、会議には出席すべきである、そしてそんな問題を各団が話したら黙つて聞いておればいいのだ、そうでなければ国際会議というものは成り立たないじゃないかというような非公式な話はあります。あります日本の一場といいうものを明らかにしておくようだということを、いま私からも注意をしておるの実情です。

○委員長(大森久司君) 午前の質疑はこの程度とし、午後二時まで休憩いたします。

午後零時二十七分休憩

午後二時七分開会

○委員長(大森久司君) ただいまから商工委員会を開いたします。

午前に引き続き特定織維工業構造改善事業臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○藤井恒男君 次の質問に移る前に、実は、先ほど私がLT Aの問題で質問したわけでございますが、その中で略語でございますが、CTCとW Pの二つの委員会がガットの場で持たれておるわけですがございまして、それについてそれぞれの案件があるわけで、それに対する政府の御所信と、そしてそれが持つ機能についていろいろお伺いしました。御答弁の中で多少両者の委員会が混同しておりますような聞き取れ方もできるようなものございましたので、この際、大臣のはうから二つに分けて、その機能と、それに対する政府の態度と、いうものについて、もう一度説明していただきたいと思います。

○國務大臣(田中角栄君) LT Aの問題につきましては、延長しないというふうに、基本的にはわが国の態度は明らかにせられております。ありますので、LT Aに基づいて、CTCにおきまし

ては延長問題には反対するということになつておるわけでございます。
それからもう一つは、先ほど申し上げましたように、ガットのWPにおきましては、これはL.T.A.の問題とか、それからCTCで議論すべき延長の問題等は、これは全然別の会議でありますから入つてこないはずでございます。はずでございませんが、同じガットの会議でありますので、ここで綿製品を含めた多国間協定とかが議題にされるなら、その会にも出ませんと、こう私のほうでは言つておつたわけであります。ですから、いや、それはあくまで勉強会である、勉強会であれば勉強することは当然でございますので、私のほうは出ます、こういうふうに言つて出ておりましたので、あなたから先ほどまた質問がございましたので、しかし、ことではもう全然性格も違う会議でござりますし、議題にはならないはずの会議ではござります。しかしヨーロッパのある国、またはアメリカの代表などは、やっぱりことで勉強するのだから、勉強の過程において多国間協定の問題とかが全然出てこないというのもおかしいので、出づきても、それは勉強の過程であつて、あらかじめ予測を持つて議題としてやるのじやないからいいじゃありませんかというような発言はあります。発言はありましたが、いずれにしても、CTCにおいても、WPにおいても、日本は綿製品協定の延長問題や織維の多国間協定問題は一切述べませんという原則をくずしておりませんというのが、この二つの会議における日本の基本的態度でありますので、明確に申し上げておきます。

で触れておかなければならないと思いますのは、無籍織機の問題でございます。決算委員会のおりにも私、取り上げて申し上げたわけでございますが、いざれにいたしましても、現有織機が六十四万台あるわけですが、それに対応して八万台に及ぶ無籍織機が現存する。しかも、これが十数年にわたって、減るどころか、漸増の傾向にあるということ。しかも、昨年の八月二十五日に無籍設備取締り要項という、かなり通達としてはシビアな通達を策定いたしまして、全国にこの無籍織機というものを取り締まる体制を整えたわけでございます。これには、明らかに無籍織機であるということは法違反を犯すことになるわけでござりますから、罰則規定として告発などの措置もとれるようになっておるわけです。何といいましても、この無籍織機というのは、きつい言葉をすれば、これはやはり無法者でありまして、法違反、そうして通産省においても、やはり取り締まりの所管としてその責めが問われなければならぬ問題でございます。しかし、しばしば大臣も答えておられるように、あくまでもやみなんだと、やみだからやみだと、わからないというのも、織維の実情というものをよく調べれば、やむを得ぬと言つたら語弊がありますけれども、そうかなうという面もあるわけなんです。ただ、この際、構革を二年延長するということになりますれば、やはりこのやみ織機というものが非常に問題になります。先ほど中尾先生もおっしゃったように、一つには二千億からの金をつぎ込んで構革によって設備を近代化し、適正な競争力をつけていこうとしておる中で、なわやみ織機が現存するということは、やはり何といつてもこれは国民の血税を使はうで、やみ織機問題をただ単に、いまやみだから明るくするんだと、とにかく、それが先じゃないかというだけでは私は済まされないと思う。やはり今後のこともあるわけですから、過去にそういう形が見つかるからね。こいつ、ど

う延長をたどるということは想像されるわけですが、やはりペナルティーを科すべきだと、私はそう思います。科してもらいたい。やはり行政というものは公平でなければならない。だから、今までまじめにやつておった人たちに負担をかけておることは事実なんです。そういう意味から、私はペナルティーを科してもらいたい。そのことがえりを正す方向であると思うのです。そういう意味で、どういう方策を現在とつておられるか、お答えをいただきたいと思います。

ら、認めるかどうか。ちよつとまた実體をつかんで——それは買い上げるということを前提にしてしかねません。おりませんが、何かしなければいいかぬ、封印にするかどうするかということなんですか。そして、このやみ織機といふものに対するペナルティーは確かに科すということは、これは絶対的になると思います。それは相当過酷なものになるかどうかは別にしまして、いすれにして、これを機会に、以後無籍織機が存在しないようにしなければならぬと思います。もう一つは、登録だけあって機械のないものもあるようです。だから、そういうところを全部ひとつ明るみに出して、国民がやつぱり納得することをななければならぬと思います。

も、八万台を所有しておる企業主が二万人おるということは、一軒に四台の織機ということです。一軒に四台の織機ということは、倉庫なんです。倉庫に置いておって、そして百姓片手間にガチャガチャ動かす。これだってできるわけです。しかし、もそういったものが、完全な自分が企業としている中から、原糸をもらってきて貯加工しておるというような複雑な問題もあるわけです。しかし、同時にまた、一割強の織機がやみで動いておるといふが、それは現に流通しておることも事実なんです。ですから、波及効果ということも非常に大きいわけです。そういう意味で、これは団体法にして、違反しておる無籍ものだ、正直者がばかを見る処置はいけない。それも当然だけれど、この品物が現に動いて価格構成をして、原糸原綿をそこで消費しておる、そしてさらにその下請に、何とか仕事を持たしておる、これも事実ですね。こういう点、非常に私は複雑だとは思うんであります。だから、明るみに出す方法と、明るみに出してそれをかりに、まあ第二登録ということばは語弊がありますけれども、凍結する凍結のしかた、そしてそれの期限、それからそれを優先的に処置していく方法、そうした場合のその仕事を持つてある人たちの生活の転換、これはいろいろの問題があるんです。だから、ペナルティーのかけ方をよし、その辺の旗振りによつて非常に混乱をする。しかし、これを認可するわけにいかなし、ペナルティーを科すべきだ。まあややこしい仕事をしようと考へて处置してほしいと思うんです。私の気持ちは、資していくならば、これをはつきりしなければ、ここで申し開きは立たぬと思う。その辺をよくひとつ局長としてのお考えをお聞きしておきたいと思うんです。

たように、現在のやみ織機は、言うまでもなく、違法の設備でございます。したがいまして、從来十数年間やみ織機の措置につきまして努力してまいつたのでありますけれども、問題は、八万台以上、あるいは二万企業とも言われるこれを一律に、一時に処理することは、言うべくしてきわめてむずかしい問題がござります。しかしながら、これを從来方式でもって処理するということでありますと、やはり現在なつかつふえつあると言われておりますやみ織機、これについても同じような状態になってしまふわけでありまして、したがいまして、大臣が申されましたように、たゞいまやみ織機の全面的な実態把握ということをいたしておる次第であります。その実態把握ができた瞬におきまして、やみ織機の台帳を整備いたしまして、現時点までの現存するやみ織機についての今後の措置につきまして、適切なる方途を考究したいと思います。それと同時に、これから発生するものにつきましては、厳重な取り締まりをして、少なくとも現在以上にやみ織機を増加しないように、そのような方向でもつて措置をするつもりでござります。もちろん申し上げるまでもなく、いずれも違法の行為でありますから、法律的なしかるべき措置はしておるつもりでござります。

それはやると言わざるを得ないわけです。ぶちまけたところは二年間でできっこないわけです。さらに二年も三年もかけて織維産業というものはやっぱり立て直していくかねと、ここで求めている姿には私は到達しないと思う。そうなつてくると、基金設定ということが一つのうたい文句になつておるけれども、あまりにも小額ですね。で、この基金の益金を運用していろいろ助成措置を講じていこうというねらいもあるわけですが、これも非常に微々たるもので、これで実際問題として、ここに網羅しておる、趣旨提案説明の中にあるような事業ができるのかどうかですね。しかも、当初の二年間というものは何がしもないわけでしょう、金が。現実にはどういうふうにこれを運用しようとしておるのか、その辺のところを聞かしてもらいたい。

○政府委員(佐々木敏君) ただいまの私どもの計画におきましては、四十七年度におきまして十億の政府出資、それと業界からの出捐金は先生お話しのよう、ほぼ買い上げ代金の一割相当額を七年間で分割出捐するというふうなことを考えております。しかしながら、業界におきましては、一割相当以上出そうというような意欲のある業界もございます。したがいまして、七年間の均等分割では必ずしもなくて、場合によつては、それ以前により多額なものを出すというような業界もございます。しかし、いずれにいたしましても、初年度は十数億円程度であろうかと思います。ただ私ども、振興基金の今後の運用につきましては、これは織維産業のいわば大きな質的向上、質的な織維産業の体質向上という大きな流れは、非常に長期にわたる施策の一つであります。したがいまして、むしろこの基金を火種にいたしまして、業界がまたみずから質的ないろいろな研究開発をしていく火種というような意味合いもございます。したがいまして、当面初年度、次年度は十数億もしくは二十億程度で、私どもはこの基金の性格としてはほぼ目的を達成するであろうと、かように考えておる次第であります。

○藤井恒男君 これは法律の中にも、そして提案趣旨の中にもあるように、いまおっしゃつたように業界全体の、いわば織維産業の体質を強化するというのが目的だと思う。私は仄聞するところにすれば、個々の企業がこれを出していくわけではなくて、業界ごとに出捐していくわけだから、その出捐金についてやもすればひもがつきかねない。で、いろいろなばらつきが出てくると思うんですよ、出捐金について。そうして、織維産業というのは全部有機的につながっているというもの、それぞれにやつぱり村としての特性がある。だから村々で出した出捐金を村のために持つて帰るということであれば、私は基金の意味がなくなると思う。だから出捐される多寡に応じて発言力が強くなる、そうしてその村の運用に充てるといふようなことがあつてはならない。これは私当におっしゃるだらうけれども、現実には非常に多い。私は、少なくとも今後の基金については、織維産業全体に使わなければならぬというふうに、お答えになるならばそれはそのとおりだと、そういう動きがあるや間に聞く。で、この辺について、私は、少なくともこれから各業界もはっきりした動きだと思うんですよ。で、現に織維産業全体のものとして、たゞばらまくんではなく、効率的に、しかも重点的にこれを運用しなければならない。たとえて言うなら、織維産業で何が一番足りないか、それは流通部門だと、流通部門が一番おくれている。あるいは加工のものつと体質を強めなければならないというなら、他の村には全然顧みなくて、そこに重点的に使うといふふうに思うので、その辺の考え方をひとつ聞かしてもらいたい。

○政府委員(佐々木敏君) 先生おっしゃいますように、この振興基金は織維産業全体のためのものでございます。したがいまして、基金の使用につきましては、効率的にあるいは重点的に使うことになります。したがいまして、民間の検査機関と各検査機関との協力が、それから各業界が持つておられる検査機関とが、国と民間の検査機関と各業界が持つておられる検査機関の機能ですね、具体的な仕事をどういうふうに分類しておるのか。私は非常にこれ複雑だと思うのです。たとえば輸出縫製の検査協会というのがある、その前段階に染色の検査協会があり、合織の検査協会がある。たとえば服を一着持ってきて、この中にあらる素材ということになれば、毛もあれば、綿もあれば、羊毛もあるといったごとく、織維というものは複合されておるわけですから、そういう意味で私はお聞きしておるので、いま検査協会といふものが幾つあって、国の検査協会と事業協会との関係、そして、事業協会相互の検査機能、それについて聞かしてもらいたいと思います。

○政府委員(佐々木敏君) 現在、国の検査所は全国で十カ所本所がございます。その十カ所の本所の下に、八つの支所と十一の出張所がござります。また、民間の検査機関、輸出検査法で指定されております指定検査機関は、現在十五の協会がございます。事業所は約二百八十程度でございまますけれども、その検査の実行の実態面です。もう一つ、検査義務を課しておるわけだけれども、検査して、そして製品を輸出しますね。輸出先からクレームがくる。クレームがくると、クレーム処理は検査協会といふものを通さずにそれぞの輸出業界に返つてくるわけですね。そうなつてくると、出口ではこれ法に基づいて検査しなきやならない義務づけがあるし、検査しておるわけだけれども、その検査の実行の実態面ですね。検査を受ける者はそれぞれ金を拠出して検査を受けているわけだ。なおかつ向こうへいつてクレームがついて返つてきたら、検査協会は何も関係ないのだということになると、はたして、検査といふものの意味するものが何であるかというこ

それともう一つは輸入品ですね。現在、織維の製品輸入というものは激増しておるわけです。この輸入品については一体、検査という面から見たらどういうふうになつておるのか、この辺を聞かしてもらいたい。

○政府委員(佐々木敏君) まず、検査機関のクレーム処理の問題であります。現在実施をいたしております検査は、品質面につきまして最低基準の検査であります。したがいまして、クレームの態様が、たとえば品質につきましても、最低基準以上の段階におけるクレームであるといった場合には、検査協会としては十分にその検査をして合格したものでございましても、クレームの対象はあり得るということであります。ましてや、品質以外のものもクレーム等々がございますが、これにつきましては、検査協会の機能の範囲外であるというような問題がございます。さらにクレーム処理の、かりにクレーム処理を検査機関が実施をするということになりました場合には、相当のクレーム処理に対する財政的な裏づけが当然必要であろうかと思うわけであります。その財政的な裏づけを業界、メーカー、商社がどう考えるかということも非常にむずかしい問題でございまして、一つの考え方であらうかとは存じますけれども、非常に多くの問題をかかえておると、かよう判断しております。

それともう一つ、輸入品につきましては、たゞいま輸入の段階では検査はございません。しかし、輸入業者の依頼がございました場合には、先ほど申し上げましたような内需の依頼検査と同じように検査機関が実施しているものもござります。

○藤井恒男君 輸入品が激増してくると、たゞえば、わかりやすくなりますとカッターシャツ、わが国のメーカーがカッターシャツをつくって市販する、外国からカッターシャツの製品が輸入されで市販される。店頭に並ぶわけです。そうなると私は、輸入品については依頼があればとすることだけれども、依頼がなければ放任しておるわけ

すかね。自由に入つてきておるわけです。そうなつてまいりますと、製品それ自体はやはり市場で競合しておるわけでしょう。この辺のところを考慮すると、何らかの品質保証というもの消費保護の立場からも私は、やはり必要があるだろう。また適正競争をせしめるためにも私は、やはり産業を保護するという意味から、適正競争をやるという意味からも、何らかの検査機能というものがなければ、いまのままじゃいけないのじゃないかという気がするのです。

そこで、もう一つ別な問題をお尋ねしますが、第二点は、外国での輸入規制の制度が顧客になつて輸入品がかなり減つてきている。そうすると、いまの機構であれば国検はともかくとして、民間の検査協会は仕事がなくなるわけですよ。これは仕事がないで、早急にそういう方面についての検討もしていただきたいと思うわけです。補足的につけ加えますと、輸出品が減つたために財政的に成り立たないで、ある検査協会では人員整理をやりたいためで、ある検査協会では人員整理をしてお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(佐々木敏君) 先生御指摘のように、わが国の輸出検査制度は、昭和三十二年以来輸出検査に基づきまして実施をしておるわけでございます。特に織維につきましては、その間の輸出事情は非常に変わつておるわけでございます。さもなくばお手上げといふことになり、業界も、検査協会に対して自分が検査を依頼する品種と数量が働いておるわけですかね、専業で。そのようなことを考えると私は、オール織維という立場から、この検査機能というものを一ヵ所に集中してしまつて、それでたとえば、それは国検と合併するのかその形はどうかとくとして、いま十五の検査協会を持ち、二百八十九ヵ所に事業所があるという形を、それを一つの形に整理して、そして、それにかなりの権限を付与する。たとえば、クレーム処理をやらず、あるいは外国からの製品の検査をやらず。さらに、国内消費する織維製品であつても、それがJIS規格のよう品質表示、品質保証を消費者保護のためにやらず、こういう形にすれば、検査員も浮き沈みがない。いまの検査員というのは浮き草稼業ですからね。仕事がなければ生活があがつちまうのだから、これはいかにも私はお粗末な組織だというふうに思うのですが、そういう意味で、いま申したように今後の問題として検査体系を抜本的に一ぺん洗い直して見

て、そして機構を一元化してしまう、一元化すると同時に検査機能ももつと多角的にやります。ク

レーム処理をやらず、外国からの輸入品の検査もやらず、あるいは内需の検査によって品質表示を行なう、こういうような措置を講ずるべきだ。この辺の問題については、今までかなり構築の問題で設備の問題についての論議がありますが、検査機構については何ら触れておらない。したがつて、早急にそういう方面についての検討もしていただきたいと思うわけです。補足的につけ加えますと、輸出品が減つたために財政的に成り立たないで、ある検査協会では人員整理をやりたいためで、ある検査協会では人員整理をしてお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(佐々木敏君) 先生御指摘のように、わが国の輸出検査制度は、昭和三十二年以来輸出検査に基づきまして実施をしておるわけでございます。特に織維につきましては、その間の輸出事情は非常に変わつておるわけでございます。さもなくばお手上げといふことになり、業界も、検査協会に対して自分が検査を依頼する品種と数量が働いておるわけですかね、専業で。そのようなことを考えると私は、オール織維という立場から、この検査機能というものを一ヵ所に集中してしまつて、それでたとえば、それは国検と合併するのかその形はどうかとくとして、いま十五の検査協会を持ち、二百八十九ヵ所に事業所があるという形を、それを一つの形に整理して、そして、それにかなりの権限を付与する。たとえば、クレーム処理をやらず、あるいは外国からの製品の検査をやらず。さらに、国内消費する織維製品であつても、それがJIS規格のよう品質表示、品質保証を消費者保護のためにやらず、こういう形にすれば、検査員も浮き沈みがない。いまの検査員というのは浮き草稼業ですからね。仕事がなければ生活があがつちまうのだから、これはいかにも私はお粗末な組織だというふうに思うのですが、そういう意味で、いま申したように今後の問題として検査体系を抜本的に一ぺん洗い直して見

にして最後の結論を出したいと、かように考えておる次第であります。

○藤井恒男君 これはひとつぜひ、検査というものが、輸出環境も変わつておるし、そして製品と違うものもずいぶんこれ多種多様になり、しかも

おかね。

い便法が編み出されたかどうか、その辺の事情を
両方からお聞きしたいと思います。

○説明員(加藤孝君) 現在の織維産業離職者に対する一時金の支給状況について最初申し上げます。

三月は二百六十九人の方について支給をいたしました。四月になりまして五百八十九人の方について離職金を支払ひ、このおりままで、

ますと、当初定められた契約の前後一ヶ月ということは、彈力的にケース・バイ・ケースで運用しておると、したがって、通産省からの計画表に基づく説明を持つて行けば、現にそれは廃棄されないととも、そこで失業した者には一時金の支給もあると、こういうふうに解釈していくわけですですね。

のを生み、そして不況というものを周期的に呼び込むということにもなりかねないわけです。それが派生して押し込み輸出ということになると、そうすると輸入規制という問題を引き起こす。この繰り返しはいいかげんにやめなければならない。そういう意味で、私は何かいい方法はないだらうかと思うわけなんです。そういう意味での協調

す。しかしながら、今後この協調懇の運用につきましては、特に私ども、これからきびしい織維産業の見通しでありますから、需要見通しについての、きびしい一つの厳密な推定に基づいた基準を打ち出して、いたずらに過剰設備競争ということの起ころないよう指導をしてまいりたいと、かように考えておる次第であります。

「……」重翠をねらむわいなしておもひして
累計いたしますと八百五十八人、こういうことに
なつております。先生いま御指摘の、そういう制度
の面から、制度がきびしあるるためにもあんな
いというような事情があるのではないか、こうい
うあれでござりますが、私どもとしましては関係
の労働組合などとも、その辺につきましてはよ

○政府委員(佐々木敏君) ただいま労働省のほう
事情を伺いながらこれを運用するということにつ
とめておるわけでござります。いま先生がおっしゃ
いましたその契約の締結という要件につきま
して、通産省とも相談をいたしまして、必ずしも
その契約の締結までには至っていないけれども、
これを買い上げるという事情について、通産省が
そういう申請が出ておるということで証明を出せ
ば、私どもはその前後一ヶ月でもかまわないとい
うような形の彈力的な措置をとりまして、現在そ
ういう運用をしておるところでございまして、こ
の辺につきましては関係の組合とも意見を聞きな
がらやっておるところでございます。

から説明がございましたように、通産省といいたしまして、先生御指摘の点を解決するため、労働省と相談をいたしまして、通産大臣の承認した廃棄計画に盛り込まれた企業からの離職者である、または四十七年度予算で売買契約が締結される予定になつてゐるというような、以上二点を私どもが証明いたしました、証明いたした場合には労働省のほうから弾力的に運営していくだくということになつてゐる次第であります。現在、私どもが証明いたしました件数は十四件ばかりございま

○藤井恒男君 そうしますと、いまのお話により

ますと、当初定められた契約の前後一ヶ月といふことは、彈力的にケース・バイ・ケースで運用しておると、したがつて、通産省からの計画表に基づく証明を持つて行けば、現にそれは廃棄されないなくとも、そこで失業した者には一時金の支給もあると、こういふように解釈していくわけですね。

それじゃ、その次に移ります。実は、合織業界の問題についてお伺いするわけですが、現在、合織の設備投資については官民協調懇談会、まあこれは俗称でございますが、化織工業協調懇談会方式というのがありまして、そこで増設問題についての話がされておる現状でございます。いま合織業界が設備投資も冷え切つておるし、採算も非常に悪い。日米織維交渉もあつたでしようし、通貨の改定もあつたし、国内の不況、いろんな問題があつて、合織が一番打撃を受けておるわけだけれども、その一つの大きな原因の中に、昭和四十四年に開催された合織の設備新設基準が拡大されました。したがつて、ここに多数の企業が設備拡張計画を短期間に集中させた、そのための需給の年には協調懇談会で合織の設備新設基準が拡大されました。合織業界が、その環境が著しく変化しておるわけですから、これから設備投資のあり方をいままでの協調懇談会方式で運営していくいいもののかどうかですね。御承知のように、合織それ自体も、やはり設備を設定すれば、一単位少なくとも五トンなり十トンなりのプラントを設定すれば、やがてそれは三十トンにふえていかなければならぬ。さらにはスケールメリットを求めれば、それは五十トン、六十トンに伸びていくのはわかり切つたことです。そういうことが絶えず繰り返されて需給ギャップというも

のを生み、そして不況というものを周期的に呼び込むということにもなりかねないわけです。それが派生して押し込み輸出ということになるし、そうすると輸入規制という問題を引き起こす。この繰り返しはいかげんにやめなければならない。そういう意味で、私、何かい方法はないだろうかと思うわけなんです。そういった意味での協調懇談会方式というもののについての見詰め方を聞くとしてもらいたいと思います。

○政府委員(佐々木敏君) まず、先生おっしゃいましたように、昭和四十四年度にこの協調懇談会の新增設の基準の幅を、従来の年間十五トンから三十トンに引き上げたのであります。これは当時業界は、私どもの判断いたしまして、技術の進歩によります、いわばスケールメリットといいますか、適正規模の範囲が大きくなつたという判断をしたわけであります。十五トンでは、やはり最近における技術進歩の適正規模としては小さ過ぎるという判断をしたのが一つであります。それともう一つは、三十トンといい、あるいは十五トンといいましても、それは上限でありまして、その間ににおいて業者の自主的な判断で適當なるトン数をきめるということでございました。そういった業者の自主的判断の幅を大きくしたという二つの意味合いがあつた次第であります。しかし、その後の状況の変化、特に西欧における合織メーカーの非常な増設、あるいは日米政府間協定による輸出の減少というような事情がありまして、結果的にはこれが過剰設備の原因になつたかと思うのであります。ただ、こういった協調懇談というものは、現在私ども、やはり業界が自主的な判断に基づいて、業界全体の需給見通しというようなものに基づきまして適正な基準をつくつてしておるわけであります。もちろん個々の企業が自主的にそれぞれ需要予測の上に立つて、企業の判断で新增設をすることが理想的ではございますけれども、現段階におきましては、やはり業界が集まつて、政府も中に入つて、こういった全体的な調整をしていくことが望ましいかと考えているわけであります。

す。しかしながら、今後この協調懇の運用につきましては、特に私ども、これからきびしい織維産業の見通しでありますから、需要見通しについて打ち出して、いたずらに過剰設備競争ということの起ころないように指導をしてまいりたいと、かように考えておる次第であります。

○藤井恒男君 非常に需給の見通しといふものは、業界が立てる需給見通しと通産省が立てる需給見通しといふものが必ずしも一致するとは私は思えない、これはあたりまえだらうと思うんです。しかし、需給見通しの狂いが、結局需給見通しを生み出し、輸出ドライブをかけ、しかもそれは悪いことには、安価競争になるわけであります。そうなると、これは何をしておるかわからぬ。い。国内もむだなことだし、外国からはダンピングということで問題をかもし、さらに輸入抑制に迫車をかける。どうもこれは単に合纖だけでなくして、纖維全体に言えるこれは一貫した傾向なんですね。織維産業というものは、操縦の歴史というものは、まさにここから来てるだらうと思うのです。この辺をもうぱつぱつ整理していくかなきやならない。だから、この金に見合った、採算に合つた、需給見通しというもの立てきすこと。それと、全体的な構造改善を行なうにあたつても、それを他の業種が全部やっぱり適合しなきやならない。だから、これが片っ端にになると、ある部門は非常な混乱を招くことになる。ことに考えなきやならないのは、輸入品が激増しておるということ。輸入品が激増しておるということについては、これはわれわれも門戸を開けと言つておるからには、抑圧すべきじゃないと思うけれども、同時に国内の業界が混乱しないような配慮がやっぱり必要だらうと思うし、同時に輸入品の製品輸入とすることになれば、日本の加工段階との見合いといふものをよく見詰めなきやいかぬと思うのです。

なんだけど、この二年間で、先ほど私ちよつと触れたように、必ずしもこの構革というものが実現するとは思つていません。だから、これは長期的に続けなければならないと思うわけなんです。だけど、今までの構造改善というのがやもすれば設備中心、いわゆる繊維工業の構造改善であつた。これは、局長もお答えになつてのことだけれども、まあ構革に三つの柱がある。その三つ取り上げると、過剰設備の処理が一つであり、それから二番目には設備の近代化、三つ目が生産規模の適正化、だから、過去四十二年から行なわれた。これが、局長もお答えになつてのことだけれども、まあ構革に三つの柱がある。その三つ取り上げると、過剰設備の処理が一つであり、それから二番目には設備の構造改善なんだ。しかし、環境ががこがれだけ変わり、輸出が対等になり、輸入量が増大する。しかも、いろんな新製品を開拓しなければならない、付加価値を高めなければならないとすれば、設備の問題ももちろんそれも大事だけれども、総体的な繊維産業、それは流通段階をも含めた繊維産業といふものの構造改善が必要だと思うのです。それが残念ながら過去にもやられておらないし、今度の二年延長にもないわけだ。だからやつぱり私は、二年間で構革が終われば、何か抜本的な対策を立てなければならぬとするなら、産業としてのやはり抜本策の設定が必要だらうと思ひます。したがつて、そういう立場で、最後にまとめ一べん局長からもお話を承りたいと思うわけです。同時にまた、そういつた趣旨につきましては、非常に複雑でござりますけれども、かねがねその実態調査を、国内、海外のこの繊維関係の流通部門の調査をいたしておりまして、近く産業構造審議会の繊維部会流通小委員会におきまして、繊維流通の近代化のための対策を

検討していくことになつておる次第であります。なお、特織法に關係いたしまして、たとえば、四十七年度の紡績設備の資金につきましても、その対象企業を、紡績業から最終段階までのいわば垂直的なグループを持つておる企業に対しまして傾斜的な優遇措置を講ずるとか、あるいは今後の事業協会における信用基金にわきましても、そういった織維産業の全体の流通問題につきまして近代化、合理化をはかつていく、かような考え方で進めてまいりたいと思っておる次第であります。

○國務大臣(田中角榮君) 織維産業、先ほどから述べておりますとおり、国際的にも非常に問題のたくさんある産業でござりますし、日本も、新しい角度から日本の新しい織維産業の再編成、また、そのためにも構造改善を進めてまいらなければなりません。

る、いろいろな角度から諸条件を勘査したのではござりまするけれども、当初の見通しに対しまして、非常に経済環境が変わつたということが一点でございます。

次に、それに基づきまして、やはり業界としては、その間における不況の時期におきましては、特に投資意欲が非常に減退してしまつたというようなものもあげられるかと思います。

それと、さらにつきまして、相次いで高性能の設備が開発、実用化されるに至つたのであります。そこで、その高性能設備の開発まで、実用化段階まで業界としては投資を見送つたというような事情もあるらかというふうに考えておる次第であります。

○須藤五郎君 いま、目的達成ができなかつた原因を政府は三つあげられたわけでございますが、次の質問に移りますが、紡績業のグループ化、これは何でしよう。構造改善事業は、一は設備の近代化、それからグループ化ですね。それから過剰生産の廃棄、この三本柱から成つてゐると思うのですが、目標は紡績業で百十二万錘の精紡機の廃棄を達成しただけで、全体としても未達成となつておる、こう言わなければならぬわけですね。その達成できなかつた理由は、いま政府がおつしゃつた三つと、こういうふうに思いますが、紡績業のグループ化は四十六年九月でわずか九ヶ月、三十五企業、七十二万一千錘で中小紡績業全体の一・八%、設備数で一六・七%にすぎないわけです。一万錘未満の企業が依然として過半数を占めておるということは、つきり言えると思うんですが、過半数の企業が政府の構造改善に批判的であることを明らかに示しておる、こう私は思いますが、これは一体なぜでしょうか。

○政府委員(佐々木敏君) 先生おっしゃいますように、紡績業の構造改善の三つの柱のうちで、生産規模の適正化、すなわち中小紡績業につきましては、グループ化ということが掲げられておる次第であります。グループ化につきましては、紡績業の共同販売とか、あるいは仲子の交換とかその

他であります。今までのところは御指摘のように九グループ、三十五企業、鍵数で七十二万鍵ばかりでありまして、非常に低いわけであります。で、非常にこれは遺憾なことと考えている次第であります。

原因につきましては、一般的には先ほど申し上げたようなことがあらうかと思ひますけれども、ただ、紡績業のグループ化は、必ずしも中小紡全體に対しても必要であるということではございません。利益のある量産品種を主体に經營しておる中小紡につきましては必要でございますけれども、多品種少量生産というような糸を生産しておりますような中小紡につきましては、必ずしも必要でないというような面もあるうかと思ひます。先生御指摘のように、中小紡のグループ化が進まなかつたことが、この構造改善について紡績業が批判的であるということでは私どもないと、かように確信している次第でござります。

○須藤五郎君 じゃ批判的でないというならば、なぜそういうことになつておるんですか。やはり批判的な立場をとつておられるから、そういう結果しかあらわれてこないと言えるんじゃないですか、どうですか。

○政府委員佐々木敏君) ただいま申し上げましたような、一般的にはそういう三つ程度の事情もござりますし、また、その後におけるファンシミン化、高級化、多様化というものが当時予想いたしました以上に纏密につきましては発展をしてまつたのであります。そういった高度化、多様化というような場合には、必ずしも中小紡のグループ化というものが唯一絶対の対策ではない、かよくな実態もあるうかと思ひます。したがつて、グループ化は一般論として必要でありますから、私も遺憾ではござりますけれども、もちろん、今後その必要のある分野につきましては、できるだけグループ化を進めていくつもりでございますけれども、実情はただいま申し上げたような実情で、あつたかと、かように考えております。

○須藤五郎君 織布業の場合ですね、過剰設備の廃棄は十二万六千台の目標に対しまして、實際には二万九千台しかやられていないということですね。これは、目標そのものに私は無理があったのではないか、こういうようになっておるという結果になつておるか。

○政府委員佐々木敏君 先生御指摘のように、過剰設備の廃棄は当初は十二万六千台を予定いたしましたして考えておつたのでござります。しかししながら、四十六年の末までにおきまして転廃業の買上げが三千台、上乗せ廃棄一千新しくつくります場合に古いものを〇・五程度廃棄するという、その上乗せ廃棄が二万六千台、非常に少なかつたわけでござります。

実は、これに対します私どもの反省をいたしましては、この転廃業者の買い上げにつきましては、一台当たり平均単価十万円であったのであります。その十万円がやはり少なかつたのではなくからうかと反省をいたしております。しかし、それ以外に先生御承知のように、昨年来から自主規制対策の救済対策、これは政府間協定の救済対策をいま別途実施をいたしておりまして、その買い上げは、実は、自主規制分をいたしまして四万六千台買い上げをいたしております。また、政府間取りきめ分をいたしましては本年度、来年度ほぼ十万台を予定して現在進捗中であります、ただいままでにきまりましたものは二万一千台であります。したがいまして、政府買い上げの合計六万七千台と、先生御指摘の二万九千台、合計いたしましてその九万六千台がだい今まで処理されておるというような実情でございます。

○須藤五郎君 いまのあなたの話にもありますように、最初の計画どおりいかなかつたのは、価格の点やいろいろな点で反省をしておるということは、政府の計画が甘かつたと、こういうことになります。したがいまして、政府買い上げの合計六万七千台と、先生御指摘の二万九千台、合計いたしましてその九万六千台がだい今まで処理されないで、こちらで一方的にものをきめて、そしてそれを押しつけた結果がこういうことになつてきておると、こういうように言わなきやならぬと思うの

理な点があつた結果がこういうことになつてきました。が、政府は、八万台、二万企業と推定される無登録機ですね、これを法律違反だ、取り締まると、そういうふうに言つておるわけですね。今度、しかし、無登録機が存在してきたのはそれなりの理由があつたからです。生業的零細な企業がほとんどでありますね。昭和三十八年に織機の登録制度ができて、比較的大きな機屋はみな登録したわけですね。そうですね。しかし、その後の人手不足から大きな機屋は、登録した自分の織機を遊ばせておいて、仕事を零細な業者に発注してきました。これも先ほどからの質問にも出ておるようになります。かかわらず、政府の買い上げの対象はほこりをかぶった遊休織機だけである。政府は、実際に生産を行なつてきた零細業者をどう救つつもりか、この点をはつきりさせることが重要だと思います。もし政府が無登録機をなくす政策をとるのであれば、零細な業者が生きていける道を私は保障しなければならないと思うのです。このような業者が希望すれば、無登録機を買い上げるべきであると思いますが、その点はどういうふうに考えておるか。さもなければ、政府の構造改善事業はこれらの企業は情け容赦なく取りつぶすものである、こう言わなければならぬと思いますが、これでは人々の支持も共感も呼ぶことはできません。おそらく私は、成功しないと思いますが、無登録機に対する現在の政策は変更すべきである、希望に応じて買い上げるべきであると思ひますが、政府にしなければならない。処置をするということは、してくださいよ。

将来かかるものが起きないようにならなければならぬということになります。また、無登録織機といふものがどんどん出るということになれば、国民の税金をもって買い上げることはできません。国民の税金を支出をして買い上げをするとするならば、今度は再びかかることはいたしませんという、少なくとも保証を国民の前に申し上げなければならない、こう思います。公式に申し上げておるのはそこまでなんです。

ところが、いまあなたはなかなかいいことを御発言になつた。それは、実際においては、ある時期においては登録織機を遊ばしておきながら、無登録織機で零細な下請に生産せしめた、そういう実態はあります、確かに。が、そういうところの調整をどうするかということなんです。しかしながら、それもなかなかたくましいところもあるのです。実際はそれは本業ではなくて、ちゃんと別に農業をやつておりながら、ずっと長いこといときだけは無登録織機を稼働せしめる、ある時期にはまたそれはもう納屋の二階に上げておく、こういうものもあるのです。私も幾ばくか知らないわけではありません。私の選挙区にそういうもののが一ぱいありますから、だからそういう意味では、通産省の局長よりも私のほうがよく知つておるかもしれません、このくらいの税金をしてこれ買い上げ、破碎をする、こういう四角四面、ただ四角定木で無登録織機を処理してしまうわけにはまいりません。まいりませんが、やはりもう十万台以上も三年間にわたって国民の税金をしてこれ買い上げ、破碎をすることになつておるわけです。これは場合によつては無登録織機の措置を誤ると、封印をしたことにして、そのままにしておくと同じことにもなりますし、買い上げて破碎をしないということにもつながるわけであります。同じことになるわけですから、これまで、これはます実態をつかんで、七万台あるのか、八万台あるのかということにしまして

て、そうしてこれはまあ確実に破碎をするのがいいのか、一〇%というものを登録をして、それには封印をすることがいいのか、その封印に対してもそれが一体責任を負うのか、封印をする場合には一体何十%というものの補償が要るのか、これらのそういう問題をこまかくいま勉強しなければならないのです。いままあなたの御質問に、全部こういたします、こう答えられるほど簡単な問題じやないのです。ですから、実態を十分に把握して、それからまた皆さんの御意見もあるし、中にはもう無登録織機のない地域もあるのです。ところが、山梨県のように無登録織機のうんとあるところもあるのです。ですから、地域によって違うのであるし、一様にこれを画一、一律的に措置するということともむずかしいのです。ですから、そういうことを十分勉強しまして、国民の税金を使わなければならぬから、私は、やっぱり石灰対策のように国民が理解をするということでなければならぬということで、ひとつもう少し検討いたします。

○須藤五郎君 最初、前の質問で私は、織布業の場合、過剰設備の排除十二万六千台、こういう目標を立てたわけですね。ところが、それが実際に二万九千台しかできなかつた。その十二万台では二万九千台しか進まなかつたのが、いま九万六千台は買い上げたと、あとのはうであなたが答弁されているのですね。そうすると、いま八万台無登録織機が残っている。これは、買い上げたのは無登録織機じやないのが入っているわけですね。

○國務大臣(田中角榮君) そうです。

○須藤五郎君 そこ、ちょっとはつきりするため聞いておきますがね。そうすると大臣、八万台が残つて、大体二万世帯ですよね、これ二万企業ですから。こういう膨大なものが、政府が努力して、たにもかかわらず残つておるというところには、残らざるを得なかつたという事実が私はあるようと思うのですね、これ。するとね、やはり大臣として考えてもらつたために、私、変例ですけれども、これは例にとっては当たらぬかもわかりませんが、かつて本院に壳春禁止法がかかつたことが

ありますよ。私は売春禁止法には賛成なんです。しかし、私はそのとき討論に立ちまして、まあその法案には賛成だと。しかし、こういう法律が通つても、売春というものはなくなりませんよと私はそのままとき言つたんですよ。というのは、売春という行為をなくすためには、いわゆる本能的に性的要求ができた男子でも女子でも、やはり結婚ができるという生活条件を私はつくることが必要だと思うのですね。住居の点も報酬の点もですよ。そうして、自分たちが愛する異性と一緒に家庭をつくるという条件をつくるないで、ただ法律さえつくつたら売春はなくなるのだという、そういうものの考え方方は甘いと、こう私は言つたんですよ。そうして、なおそのとき私は、よけいなことだったかもわかりませんが、青年が何も好んで売春婦を賣いに行くんでもないんだ、ただ自分たちの本能を満足さすためにそういうことになるんだから、そういうことをしないでいいようにしないで、それよりも、売春禁止法をつくる前に、二号さんを持つていて、それを禁止したらどうですかと、私はそのとき言つたことがありますよ。そうしたら、そのときの委員長が、二号さんは恋人だから差しつかえないんだと、こう言っから、それはおかしい理論だといって私は笑つたことがあるのですが、それと同じように、これを私は例をあげることは不適当だと思いますけれども、法律はつくつても、それが守れる条件をつくつてあげないと法律というものは守れないと、私はこういうふうに思うのですよね。

それで、田中通産大臣も、大いに手腕を發揮して、無登録織機は法律で禁止するという前に、無登録織機使わなくともちゃんと生きていけるという、そこをりっぱに守つていくということが政治として重要な点じゃないかと、私はそう思いますよ。そうでなかつたら、幾ら法律をつくつても守つてくると思うのですがね。そのためには私は、一つの例として無登録織機も、売りたいという人が

あつたら政府は買いに行つたらどうだということを一つ提案をしておるわけなんですね。大臣、そういう点はあなたどういうふうにお考えになつてゐるか。これからの方針として私は聞いておきたいのです。

○國務大臣(田中角栄君) 無登録機械があることは、もう世間周知になつておりますが、その実態はつかんでおりませんから、これはいま調査でございます。調査をすれば登録をするか、破壊をするかどうするかという問題、処置を考えなければいかぬのです。しかし、これは正規な登録機械と同一にするわけにはまいりません、いずれにしても。これは中小企業団体法による全く無籍のものであり、これは違法なものでござりますから、同一の処分はできないにしても、何らかの処置をしなければ将来禍根を残すということであるならば、これはしなければならないのです。これは全然ないということになれば、買い上げはやめますということにならぬきやだめです。そうでなければ、国民の税金をもつて幾らでも買いますといふわけにはまいらないのです。一定の条件を具備するものであり、しかも、それが将来の政策的効果をあげることがなれば、国民の税金をみだりに使用するわけにはまいりません。そういう意味で、やはりこの処置に對しては大方納得するものでなければいかぬ。将来同じ轍を繰り返さないと、いうことで言えば、やはり歯どめが絶対必要であるということは当然でございます。ですから、あまり籍のなかつたものを籍に入れるんだといふ実態を把握して、国民の皆さまが理解を示される处置をしなきやならない、こう思います。

しかし、無籍機械がどうして起るのかということの事実は承知しております。これは、機屋といふものはなかなか明治初年から長い歴史を持つていて、いいときだけではありませんから、これは百姓と同じことで、親子三代も四代もやめられ

機を持つてやつておるということには、やはりそれ相当の理由があるわけなんですね。大臣も、昔からずっとやつてきた熱意もあるということを言つていらつしやる。私はそのとおりだと思うのですね。大体こういう人たちはもう相当の年齢に達した人なんですね。そういう一城のあるじとしてそこで長い間やつてきたものを、もうやめてしまって、おまえら職人になれといつたって、そんなこと簡単にできるもんじやないんですよ。そのくらいのことは大臣もおわかりのことだと思うのですね。だから、こういうやり方ではいかんのであり、やはりそこに業界が納得のいくやり方というものを見つけて検討して、そしてやつていくということが私は必要だということです。単なる人情論なんじやないんですよ、私の言つているのは。そういうことのものはうまくいかぬという点ですね。

ところが、通産省は四月二十六日、織維雑貨局長名で無縫織機実態確認調査についての通達をして、六月十日までに無縫業者から誓約書をとるように指導しているわけです、ここにあります。愛知県のあるところからの報告が参りました。その報告によりますと、この調査確認について、監視委員が零細業者に対しまして、この調査は第二次登録のためのものだ、従来の登録のワクをふやすためのものだといって誓約書をとろうとしている事実があるわけなんですね。第二次登録ということを政府は方針として打ち出しているのかどうかですね。第二次登録を行なえば第一次登録のよう買い上げの対象となるなど、第一次登録と同様の取り扱いを受けるのかどうかという点ですね、それをお答え願いたいと思います。

機を持つてやつておるということには、やはりそれ相当の理由があるわけなんですね。大臣も、昔からずっとやつてきた熱意もあるということを言つていらつしやる。私はそのとおりだと思うのですね。大体こういう人たちはもう相当の年齢に達した人なんですね。そういう一城のあるじとしてそこで長い間やつてきたものを、もうやめてしまって、おまえら職人になれといつたって、そんなこと簡単にできるもんじやないんですよ。そのくらいのことは大臣もおわかりのことだと思うのですね。だから、こういうやり方ではいかんのであり、やはりそこに業界が納得のいくやり方というものを見つけて検討して、そしてやつていくということが私は必要だということです。単なる人情論なんじやないんですよ、私の言つているのは。そういうことのものはうまくいかぬという点ですね。

ところが、通産省は四月二十六日、織維雑貨局長名で無縫織機実態確認調査についての通達をして、六月十日までに無縫業者から誓約書をとるように指導しているわけです、ここにあります。愛知県のあるところからの報告が参りました。その報告によりますと、この調査確認について、監視委員が零細業者に対しまして、この調査は第二次登録のためのものだ、従来の登録のワクをふやすためのものだといって誓約書をとろうとしている事実があるわけなんですね。第二次登録ということを政府は方針として打ち出しているのかどうかですね。第二次登録を行なえば第一次登録のよう買い上げの対象となるなど、第一次登録と同様の取り扱いを受けるのかどうかという点ですね、それをお答え願いたいと思います。

○**政府委員(佐々木敏君)** 先生のおつしやいましたのは、先ほど大臣が申しました、やみ織機についてただいま全国的にその実態を確認しているとの通牒でございまして、六月上旬までに全国の実態確認を終わるということです。ただ、先生のおつしやいましたように、今回の実態調査、その調査対象設備を第二次登録とか、そういうことでもつて説明はいたしておりません。

ただ、実態調査漏れのないよう、できるだけ全部確認をしたいという立場から、その確認でもつて直ちに告発するものではないというような説明はいたしております。したがいまして、先ほど申し上げましたように、この実態調査が全部済みまして、やみ織機の実情というもの全部把握いたしまして、それによって今後の対策を考える方針でございまして、先生おっしゃいましたように、これもつて直ちに合法化するとか、あるいは買い上げの対象にするとかということは、現在考えておりません。

○須藤五郎君 そうすると、監視委員が零細業者に対してこういうことを言つて歩いているということは、とんでもない、間違いだと、そういうことは絶対に考えてないということですね。

○政府委員(佐々木敏君) そうですございます。ただ、いま申し上げましたように、この調査によつてこれが直ちに告発につながるものではないといふ説明はいたしております。

○須藤五郎君 それでは、告発の意思もないし、まだ、そとかといって第二次登録をしようといふことでもないと、こういうことです。実態を把握するためのものだと、こういうことですね。

○政府委員(佐々木敏君) さよまでございます。

○須藤五郎君 無縫の確認調査にあたりまして、零細な業者から誓約書をとるために、何の根拠も利益もない第二次登録などといふまい話で、素朴な業者を惑わせ、口車に乗せるようなやり方は、私はとるべきではないと思います。あなたはそうじやないとおっしゃるが、しかし、地方に行くとこういうことが行なわれているということは、私のほうに報告がきているわけなんですね。だから、そういううまい話で零細業者を迷わしてはいかぬと思うんですね。通産省は、第二次登録などといつて誓約書をとつてはならないという通達を出したらどうでしょうか。そういうことがされているという事実がきているんです、地方から。愛知県です、これは。だから、あらためてそういうことはすべきでないということを、私は、

通産省として通達を出されたらどうかと、こういふふうに思うのですが、どうですか。

○政府委員(佐々木敏君) そのような第二次登録

というようなことは、現在もちろんきまつていてるわけではありません。したがいまして、そのようないい言い方でもつて現地の実態調査の職員が言っておるといたしますれば、私も通産局、あるいは各工連を通じましてそのようなことのないよう十分指導をするつもりでございます。

○須藤五郎君 政府の構造改善がうまくいかなかつた原因は、くどいようでございますけれども、政府のあげたようなところにあるんではなく、いわゆるさつき三つ理由を申されました。そういうところにあるのではなく、構造改善政策そのものに私はあるんではないかというふうに考えます。上から計画を押しつける。一部の企業——大メーカーや大商社とつながる企業はよろしいけれども、そうでない中小零細企業は整理を促進するという政府の政策そのものに私はあるんじゃないかと思うんです。そのことは、これまでの答弁の中にもあらわれてきておると思うんです。

○須藤五郎君 無縫の確認調査にあたりまして、企業をうまくやつていくためで、要するに零細企業を切り捨てる。協業制とか何とかということが、この構造改善そのものの目的は、中以上の大企業をうまくやつしていくことである。そこで、協業制とか何とかといふことは使っていくと。協業制とか何とかといふことは使っているけれども、結果的に言えば、

小さくところは切り捨ててあわなきやならぬといふことであります。そこには、そういう政策そのものに私はあると思うんですが、業者の経営と生活を守ることを基本として、中小業者の自主的な近代化、自発的な協同化の機運をつくり、業者の自主性を尊重して、それに対応して必要な助成を行なうようすべきであると思いますが、どうでしょうか。こうしたら私は、構造改善もうまくいくんじゃないかなかねと思ふんですね。通産省は、第二次登録などをいつて誓約書をとつてはならないというふうにお考えになりますか、その点は。

○国務大臣(田中角栄君) 構造改善——この織維企業そのものの様態が非常に複雑多岐でもあるけれども他疎らざといふことかもしませんけれども、やはりまた逆に言えば、政府が幾らうまいことを言つても、政府は信用できないという不信感

る、この地域はこういうものに転業しろといふことを、全部を書き真にして、そのとおり進めると中には、ああいうことを言つておつても、おれたちはつぶされるんだと、こうとしか受け取れないといふ点もあると思うんです。ですから、やはり零細企業の信頼を得るという点で、りっぱな政治をやっていかないと、そう簡単には信用しませんよ。やはり警戒が先に立つんですから、です

正しいと思うんです。あなたお考えになつても、これ以上、そんなにいい話はないんじゃないですか。これは全くベストであり、ほんとこれはそのように効力がなかつたじゃないですかと言つけれども、では、何かありますかというと、そんなに別なのはないんです。ですから、やはり第一回には構造改善事業を進める。で、それなりの理由があつておくれましたから、二年間ひとつ延ばしていただき、こういうことでございまして、織維企業といふものの近代化、一口で近代化といつても、織維企業には、しばりなどはおばあさんが一人でやつておるというところもあるんです。ですから、全部が全部一定規模以上のグループ化や中小企業の大企業化といふことはできませんといふ面もございますと、こういうことを申し上げたんです。が、やっぱり非常に複雑多様でございますので、その実態に合うようなものは自然と積み重ねられてくるということです。私は、今度三年間延長することは、今までの実績の上に立つておりますから、もつと効率的であり、投資効率もあがるといふと、また、織維企業そのものの構造改善や近代化も十分進むと、また進まなければならぬと、こういう意欲的な考え方立つておるわけでございます。ですから、まあ非常にどうもいままで何年間かかって失敗だつたじやないかといふところにだけウエートを置かないで、これからに希望を持つて、ひとつ合理的な構造改善を進めるということござります。

○須藤五郎君 田中さんに言わせれば、われ皆吹きましては、これが全織維産業の今後の発展につながる、そういうたびにプロジェクトに対しまして補助するわくでございます。したがいまして、大企業、中小企業の区別は考えておりません。

が国民の中にあるということ、こういう零細企業の中には、ああいうことを言つておつても、おれたちはつぶされるんだと、こうとしか受け取れないといふ点もあると思うんです。ですから、やはり零細企業の信頼を得るという点で、りっぱな政治をやっていかないと、そう簡単には信用しませんよ。やはり警戒が先に立つんですから、です

から、これらの政府のやり方をひとつ見ましょう。りっぱなことをやって、こういう人たちが喜んで政府の方針に従えるような政治をやってくださいよ。それでないとできませんよ。それがいままでの状態なんですね。

織布業における賃金上昇率見込みについて伺います。四十五年十二月八日の「特定織布業の構造改善対策の今後の進め方」についての織維工業審議会の答申では、織布業の体質の強化が十分に実現されていない原因としまして、設備ビルトのおくれをあげ、さらに計画を上回る賃金の上昇をあげております。ここにあります、今回の目標をつくるにあたっては、賃金上昇率を何%と見込んでいらっしゃるのか、お答えを願いたいと思います。

○政府委員(佐々木敏君) 構造改善の二年延長につきましては、新経済社会発展計画にござります年率一二・一%というものを想定数字として採用しました次第でござります。

ただ、この基金の民間からの出捐金は、今回の設備買い上げ対象業者から出捐することになつております。その設備買い上げの対象業者には大臣業は含まれておりません。したがいまして、出捐金の性格からいたしまして、むしろ中小企業関係に相当程度のウエートが置かれるだろう、かよう考へる次第であります。

なお、プロジェクトの選定につきましては、そ

のつと通産大臣の承認にかかるらしめておりますから、通産省としては、十分に指導、監督するつ

ありでございます。

○須藤五郎君 まあ中小企業、零細業者を手厚くやつてくださると、そういうことです。大企業

よりもむしろそういう方向にいくと。

この間、ここへ参考人が来ましてね、一ドル二

百七十円のレートでこれからやつていくんだといふ発言があつたわけですね。これは二十四日です。

現在、一ドルを二百七十九円で計算して取引

しているんだと、現にやつておるという話がありま

した。それについて、まあ民社の方もちょっとと質問したことがありますがね。きょう二十九日の

発表ですが、銀行の六ヶ月先の輸出予約相場です

ね、それが、二十五日には二百九十七円から二百九十八円ぐらいだったわけです。それから、きょうのあれによりますと、二百九十八円から二百九十九円になつていますね。十月渡し。どう考えて

ますが、大臣、そうすると、その分だけドル価格を高くしておるのかどうかという点ですね。円の再切り上げを見込んでいるんではないかと、こういう疑問が出てくるわけです。その点をひとつ大臣、責任のある答弁をしておいていただきたい。

○國務大臣(田中角栄君) これは、六ヶ月先の輸

出ということを見越しておるんではないかと、かりにいります。しかし、六ヶ月先という場合は、いま通産省が専門的に追跡調査を行ないます、こう言つておるんです。場合によつてはこれを公表いたします。まだ公表しなくてはいまのが高いのかどうかということは、比較しては論じられない、例があまりないので、しかしながら、二百七十円というのはどうも少しだけ過ぎるような気がいたします。私はその面にそういう思いをいたしまして、それだけたゞ、円高で契約をするということは下請をいじめることになる。数量ではやっぱり自粛をしなければならない状態になつております。で、価値の高さから、だから、そういう意味ではもう少し考えなければならぬのではないか。いまこそ輸出価格を引き上げたものの半分は、何といつても生産者に割り戻しをしなければならないし、そろそろ投資をやるときには三分の一ぐらい、みな金を出してやつてもいいし、もつと設備の改善とか構造改

善に力をつけてやるためにも、どうも少し二百七十円は安いなということで、私は、もう二ヶ月前ぐらいから衆参両院で答弁をいたすときには、どうもこの五円になるか、十円になるか十五円になると、これは円の再切り上げを考えたものではないということはいま言えます。いま円の再切り上げをだれも考へておりませんから、これは言えます。

○須藤五郎君 最後に、私たち冷静に国内の織維産業ずっと見ておるといふと、そうすればらしい景気とは思えないんですね、現在。ところが、株価は、織維産業ですね、ずいぶん上がつてきておる

ように思ひますよ。一時、もう株価の額面まで下がつたような株も、いまそれの三倍くらいにもうなつてきているのですね。これは一体、どうい

うところにこういう原因があるのか、大臣は、この現在の織維産業の株高ですね、どういうふうに受けとめていらっしゃるのか、ちょっとと説明をお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(田中角栄君) これは織維産業だけではなくて、株式市場全部が好況であるということ

であります。しかも、もう配当性向などを考えておらない、含み解散価値ということで、堂々と論じられているのですから、どうもちょっと首肯し

がたいところがござります。まあしかし、日本はいままで株価が安かつたということは言えます。

がたいところがござります。まあしかし、日本は

か、この二百七十円といふのは、円の第二次の切り上げ、切り上げと願いでおるところまつたれ

トに近いものでありますから、もう少し引き上げられるようなことが望ましい。だから、そうでないところのくらいのコストで——実は、織維交渉が終

わってからですが、輸出価格はどれだけ引き上げ

られる、その間どれだけのマージンがどこでもう

十円は安過ぎるという感じは、私もそう思つてお

ります。しかし、六ヶ月先というは昔市場での取

り引き例というのはほとんどありませんので、こ

れはいまのが高いのかどうかということは、比較しては論じられない、例があまりないので、しかしながら、二百七十円といふのはどうも少しだけ過ぎるような気がいたします。私はその面にそういう思いをいたしまして、それだけたゞ、円高で契約をするということは下請をいじめることになる。数量ではやっぱり自粛をしなければならない状態になつております。で、価値の高さから、土地でも売つて清算でもすればどういふもの、質のいいもの、同じものであつても輸出価格を上げてください、こう言われておるときでありますし、円は切り上げられておるのであります。だから、だから、そういう意味ではもう少し考えなければならぬのではないか。いまこそ輸出価格を引き上げたものの半分は、何といつても生産者に割り戻しをしなければならないし、そろそろのにいいときである。量では規制をされるときでありますので、それと、やっぱり契約をしておる輸出業者は、大体メーカーに対しても、固定資産の投資をやるときには三分の一ぐらい、みな金を出してやつてもいいし、もつと設備の改善とか構造改

善に力をつけてやるためにも、どうも少し二百七十円は安いなということで、私は、もう二ヶ月前ぐらいから衆参両院で答弁をいたすときには、どうもこの五円になるか、十円になるか十五円になると、これは円の再切り上げを考えたものではないかと、いうことは、これはもうものであります。そういう意味で、織維なども、これから非常に困難な前途を予想されるにもかかわらず、株価といふものは、やはり織維企業といふべきをやつてもらうように、少なくともしわがメー

カーや中小企業、零細企業に寄らないように産省でございますから、そう言って、正常な取り引きをやつてもらうように、少なくともしわがメー

カーや中小企業、零細企業に寄らないように産省でございますから、そう言って、正常な取り

引き上げなどを考えたものではありません。こう申しますが、少し何か円高のような感じがない

ように思ひますよ。一時、もう株価の額面まで下がつたような株も、いまそれの三倍くらいにもうなつてきているのですね。これは一体、どうい

うところにこういう原因があるのか、大臣は、この現在の織維産業の株高ですね、どういうふうに受けとめていらっしゃるのか、ちょっとと説明をお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(田中角栄君) これは織維産業だけではなくて、株式市場全部が好況であるということ

であります。しかも、もう配当性向などを考えておらない、含み解散価値ということで、堂々と論じられているのですから、どうもちょっと首肯し

がたいところがござります。まあしかし、日本は

か、この二百七十円といふのは、円の第二次の切り上げ、切り上げと願いでおるところまつたれ

トに近いものでありますから、もう少し引き上げ

られる、その間どれだけのマージンがどこでもう

十円は安過ぎるという感じは、私もそう思つてお

ります。しかし、六ヶ月先というは昔市場での取

り引き例というのはほとんどありませんので、こ

ニューヨークの株式、そういうものに比べて日本の「一株当たりの株価は高いとは言いにくい。しかし、いままでの日本の状態における株式から考えると、どうも日本最大の企業だといわれるところの東京電力や新日本製鐵の株価に比べて、ほかの企業や中小企業に寄らないように、少しだけ過ぎる」という感じはこれはないであります。そういう意味で、織維なども、これまでの日本でござりますから、そういうことを考えておりますので、公には円の再計算価値にすれば、いまの株価ぐらはあると思います。しかし、織維企業は清算するのではなくて、国際的な経済波動に対応しながら、株価が少しよ過ぎるという感じはこれはないであります。そういう意味で、織維なども、うものは大体百年間ぐらいの歴史を持つておりますから、土地でも売つて清算でもすればどういふものであります。そういう意味で、織維なども、これから非常に困難な前途を予想されるにもかかわらず、株価といふものは、やはり織維企業といふべきをやつてもらうように、少なくともしわがメー

カーや中小企業、零細企業に寄らないように産省でございますから、そう言って、正常な取り

引き上げなどを考えたものではありません。こう申しますが、少し何か円高のような感じがない

ように思ひますよ。一時、もう株価の額面まで下がつたような株も、いまそれの三倍くらいにもうなつてきているのですね。これは一体、どうい

うところにこういう原因があるのか、大臣は、この現在の織維産業の株高ですね、どういうふうに受けとめていらっしゃるのか、ちょっとと説明をお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(田中角栄君) これは織維産業だけではなくて、株式市場全部が好況であるということ

であります。しかも、もう配当性向などを考えておらない、含み解散価値ということで、堂々と論じられているのですから、どうもちょっと首肯し

がたいところがござります。まあしかし、日本は

か、この二百七十円といふのは、円の第二次の切り上げ、切り上げと願いでおるところまつたれ

トに近いものでありますから、もう少し引き上げ

られる、その間どれだけのマージンがどこでもう

十円は安過ぎるという感じは、私もそう思つてお

ります。しかし、六ヶ月先というは昔市場での取

り引き例というのはほとんどありませんので、こ

れはいまのが高いのかどうかということは、比較しては論じられない、例があまりないので、しかしながら、二百七十円といふのはどうも少しだけ過ぎるような気がいたします。私はその面にそういう思いをいたしまして、それだけたゞ、円高で契約をするということは下請をいじめることになる。数量ではやっぱり自粛をしなければならない状態になつております。で、価値の高さから、だから、だから、そういう意味ではもう少し

も、ちゃんと分配されることでござりますが、やつぱり中小企業を守らなきやならない立場にあります。その設備買い上げの対象業者には大臣業は含まれておりません。したがいまして、出捐金の性格からいたしまして、むしろ中小企業関係に相当程度のウエートが置かれるだろう、かよう考へる次第であります。

どめのきかないような状態や、スタグフレーリングの状態にあるとは私は考えておりません。おりませんが、株価高の一つにはデノミネーションを

やれば不動産と株価が上がるとか、百分の一になれば五十円の株が何十銭になってしまって、どう幾ら何でも安いなという感じがありますし、何かデノミネーションとデバリュエーションと同じがまだある。そこにもつてきて外貨インフレといわれておりますが、外貨と円の関係がありますために、外貨が、きょうの閣議でございますが、去年一年間で対外債務と対外債権との差額は

百億ドルあります。四十二年にはこれが一億であつたわけでありますから、四年間で対外債権は百億ドルふえたわけであります。そういうことで、四年間で百億ドルの外貨がふえ、対外債務と債権との差額が百億ドル四年間でふえておれば、結局流通する円は非常に多いのですから、そこに史上最低の金利政策を推進するというのでありますので、株価はやはり好調であるということです。しかし、こんなときにはやはりインフレーションという懸念が起ころうですが、大きな予算を執行しておりますし、みな条件はそろつておるようですが、景気が沈滞しておる。これがどうしてもなかなか浮揚しないという現実に従して、インフレーションという議論は、私は、いま考えないでいいんだろうというふうに——こまかいしさいな配慮は必要でございますが、インフレーション傾向をこわがるよりも、やはり景気浮揚というもののはうにウエートを置いて政策を進めて間違いないだらうと思います。

○委員長(大森久司君) 他に御発言がなければ、本法案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。次回は、明後六月一日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時一分散会

五月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は四月二十七日)
一、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案

五月二十六日本委員会に左の案件を付託された。
一、工業再配置促進法案

工業再配置促進法案

(小字及び——は衆議院修正の部分)

(目的)

第一条 この法律は、過度に工業が集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場の移転及び当該地域における工場の新增設を

。環境の整備その他の環境の保全及び労働力の需給に関する事項その他工業の再配置に関する重要な事項について定めるものとする。

第二条 この法律において「移転促進地域」とは、大都市及びその周辺の地域のうち、工業の集積の程度が著しく高く、当該地域内にある工場の移転を図ることが必要な地域で政令で定めるものをいう。

第三条 この法律において「誘導地域」とは、

。地域から工業の集積の程度が低い地域への工場の移転及び当該地域における工場の新增設を促進し、もつて国民経済の健全な発展を図り、あわせて国土の均衡ある発展と国民の福祉の向上に資することを目的とする。

(移転促進地域及び誘導地域)

第四条 通商産業大臣は、工業再配置計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(指導及び助言)

第五条 通商産業大臣及び当該製造の事業を所管する大臣は、工業再配置計画に定める目標を達成するため必要があると認めるときは、製造の事業を営む者に対し、移転促進地域から誘導地域への工場の移転又は誘導地域における工場の新增設に係る立地に関する事項について指導及び助言を行なうものとする。

第六条 通商産業大臣及び当該製造の事業を所管する大臣は、その所掌する事項について必要があると認めるときは、前項の指導及び助言に関する立地に関する事項について指導及び助言を行なうものとする。

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、認定計画に従つて移転促進地域内にある工場を

。該當するものであると認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方

(工業再配置計画)

第三条 通商産業大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、工場立地及び工業用水審議会の意見をきいて、工業再配置計画を定めなければならない。

2 工業再配置計画は、目標年度における工業の業種別及び地域別の配置の目標、移転促進地域から誘導地域への工場の移転に関する事項、誘導地域における工場の新增設に関する事項、工業の再配置に関する事項その他工業の再配置に関する重要な事項について定めるものとする。

3 工業再配置計画は、全国総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興開発計画、農村地域工業導入基本方針その他の法律の規定による地域の振興又は整備に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 関係都道府県知事は、工業再配置計画に関し、通商産業大臣に対し、意見を申し出ることができる。

5 通商産業大臣は、工業再配置計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(法人税又は所得税の課税の特例)

第六条 製造の事業を営む者で移転促進地域内にある工場を誘導地域に移転しようとするものが当該工場において当該事業の用に供している減価償却資産を前条第一項の認定を受けた計画(以下「認定計画」という。)に従つて廃棄又は譲渡をするときは、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、当該製造の事業を営む者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

(固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、認定計画に従つて移転促進地域内にある工場を

。該當するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方

当該製造の事業を所管する大臣に提出して、その計画が、法律の規定に基づく特定の地域への工業の誘導に関する計画に適合することが確認されなければならない。

2 製造の事業を営む者が前項の規定により移転に関する計画を提出する場合には、当該誘導地域の都道府県知事の意見書を提出すること。環境の整備その他の環境の保全に配意されていること。その他の政令で定める要件に該当するものである旨の認定を受けることができる。

3 前項に規定するもののほか、^{第一項の認定及}びその取消しに關する事項は、政令で定めらる。

4 前項に規定する場合には、^{第一項の認定及}びその取消しに關する事項は、政令で定めらる。

5 前項に規定する場合は、^{第一項の認定及}びその取消しに關する事項は、政令で定めらる。

公共団体の当該各年度分の減収額（これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（財政上の措置等）

第八条 国は、移転促進地域から誘導地域への工場の移転及び誘導地域における工場の新増設を円滑に推進するため、必要な財政上の措置その他措置を講ずることともに、必要な資金を確保するよう努めなければならない。

（地方債についての配慮）

第九条 地方公共団体が誘導地域における工場の新増設（移転促進地域からの移転に係るものも含む。）を円滑に推進するために行なう工場用地の造成その他の事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

（施設の整備）

第十条 国及び地方公共団体は、誘導地域において道路、通信運輸施設、厚生施設、教育施設、職業訓練施設その他の施設の整備の促進に努めなければならない。

（工場用地の造成）

第十一條 誘導地域において工場用地を造成しようとする者は、環境の整備その他の施設の保全に配意して行なうよう努めなければならない。

（工場跡地の利用）

第十二条 國及び地方公共団体は、移転促進地域における工場の移転に係る工場跡地が公共の用途その他住民の福祉の増進に資する用途に利用されるように努めなければならない。

（報告の微取）

第十三条 通商産業大臣及び当該製造の事業を所管する大臣は、製造の事業を営む者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることが

である。

（罰則）

第十四条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

昭和四十七年六月十六日印刷

昭和四十七年六月十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

H